

# 第3期

## 佐世保市地域福祉計画

## 佐世保市地域福祉活動計画

【案】

平成30年11月

佐世保市・佐世保市社会福祉協議会

# 目次

第1章	はじめに	1
1.	計画策定の背景	2
2.	計画の基本的な考え方	3
3.	計画の位置付け	13
4.	計画の期間	14
5.	計画の策定体制	15
第2章	佐世保市の地域福祉を取り巻く現状と課題	17
1.	現状から見た特徴と課題の整理	18
2.	座談会（地域づくりカフェ）の意見	23
3.	各部会からの提案	27
4.	佐世保市の地域福祉に関する課題	34
第3章	計画の基本的な考え方	37
1.	基本理念	38
2.	基本目標	39
3.	重点プロジェクト	40
4.	施策の体系	47
第4章	施策の展開	49
	基本目標1 地域の課題把握・解決のための仕組みづくり	50
	基本目標2 地域における福祉活動の充実と人材育成	57
	基本目標3 自立した生活を支える福祉サービスの展開	68
第5章	計画の推進	77
1.	進行管理	78
2.	推進体制	78

# 第1章 はじめに

# 1. 計画策定の背景

近年、少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、ライフスタイルや価値観の多様化、また、隣近所のつながりの希薄化など社会状況の変化に伴い、生活の拠点である地域を取り巻く状況も変化しています。

こうした社会状況を背景に、人が日常生活の中で抱える課題も複合的なものとなり、従来の縦割りによる制度では十分に対応しきれない制度の狭間が顕在化し、虐待や孤立死、差別や排除、潜在的な生活困窮、子どもの貧困の連鎖といったさまざまな課題の解決が求められています。

こうした状況から、国においては、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において、子ども・高齢者・障がい者誰もが地域、生きがい、暮らしを共に創り高め合うことができる「地域共生社会」の実現が求められ、介護保険法改正による地域包括ケアシステムの構築や障害者総合支援法による地域社会における共生への取り組み、生活困窮者自立支援法の施行など、制度も大きく変化しています。

そのなかで、市町村地域福祉計画の充実等を内容とする社会福祉法の一部が改正され、地域福祉計画は各福祉分野の上位計画として位置づけられたことで、地域共生社会の実現に向けた取り組みとして、さらなる地域福祉の推進を図ることが重要となりました。

一方、東日本大震災や熊本地震、西日本豪雨災害の復興支援の中で、地域における支え合い・助け合いの大切さが再認識されました。助け合いの基盤は、地域住民がお互いに助け合いの意識を持ち、人と人がつながり支え合う“地域の絆づくり”にあります。

地域の人と人のつながりを大切にし、誰もが安心して暮らしていくことができる地域共生社会を目指し、本市の地域福祉を一層推進するため、平成30年度に計画最終年度を迎える「第2期佐世保市地域福祉計画 佐世保市地域福祉活動計画」（以下、第2期計画という）を見直し、「第3期佐世保市地域福祉計画 佐世保市地域福祉活動計画」（以下、本計画という）を策定します。



## 2. 計画の基本的な考え方

### (1) 地域福祉の範囲（地域福祉が包含する社会福祉法上の範囲）

本計画は、社会福祉法に基づく行政計画であるため、法律が想定している理念や意図、計画の包含すべき範囲などを把握しておく必要があります。

介護保険事業計画など、サービスの内容について、細かく規定していくことを求められる他の事業計画と異なり、地域福祉計画は各地域における実情を反映させるため、法律が指定する項目は極めて限定的となっています。したがって、その範囲や内容については、よく精査を行い、法の意を酌んだ計画とする必要があります。

社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

#### 【社会福祉を目的とする事業】

- ・地域社会の一員として自立した日常生活を営むことを支援する事業です。 厚生労働省ホームページから抜粋
  - ・経営主体等の規制はなく、行政の関与は最小限となっています。
- （例）社会福祉事業従事者の養成施設の経営、給食・入浴サービス

#### 【社会福祉事業】

社会福祉を目的とする事業のうち、規制と助成を通じて公明かつ適正な実施の確保が図られなければならないものとして、法律上列挙されています。

- ・経営主体等の規制があります。
- ・都道府県知事等による指導監督があります。
- ・第1種社会福祉事業と第2種社会福祉事業に分類されています。

（例）第1種： 障害者支援施設、重症心身障害児施設、養護老人ホーム等の経営  
第2種： 保育所の経営、ホームヘルプ、デイサービス、相談事業

#### 【社会福祉に関する活動】

- ・必ずしも反復的・継続的に行われるものではありません。
- ・特段の規制はありません。
- ・ボランティアなど、個人や団体による任意の活動です。住民の参加が重要です。

## ①地域福祉の政策的役割としての整理

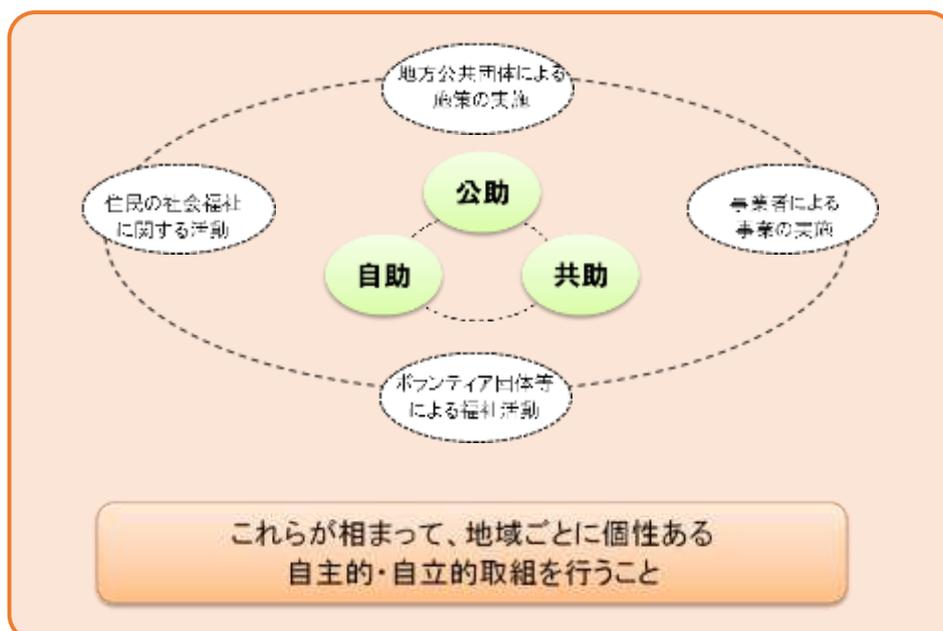
社会福祉法第1条では、「福祉サービスの利用者の利益の保護」と「地域における社会福祉」のことを「地域福祉」と定義し、これを推進することは、「社会福祉事業の確保と発達」となると、この法律の目的であるとしています。つまり、社会福祉法は、「地域福祉の推進」と「社会福祉事業の確保と発達」のための法律であるということが言えます。

また、第4条では、地域福祉の主体を「地域住民」、「社会福祉を目的とする事業を営業者」、「社会福祉に関する活動を行う者」の三者としています。このことを踏まえると地域福祉は、社会福祉法の趣旨に照らし、次のように解することができます。

「地域における社会福祉」すなわち「地域福祉」とは、社会福祉のこのような普遍性を前提としたうえで、住民の社会福祉に関する活動への積極的な参加の下、地方公共団体による施策の実施、事業者による事業の実施、ボランティア団体による福祉活動の実施等といった、自助、共助、公助が相まって、地域ごとに個性のある取組を行うこと、というような意味を有し、また地域福祉の「推進」とは、このような自主的、自立的な取り組みを積極的に行うことを意味するものである。

地域福祉は、政策的役割としての整理を行った場合、社会福祉法が想定する、行政が行う公的サービス、福祉事業者が行う福祉・公益事業、任意団体等が行うボランティア等の事業、及び地域住民の活動の全体を包含するものであり、これらの活動を把握し、有機的に関連させ、もって地域における社会福祉活動を包括的に機能させようとするものであると考えられます。そのためには、公助・共助・自助がそれぞれ「できること」を把握し、補完しあう必要があります。

■ 図1



## ②地域福祉の事業内容としての整理

平成 28 年 3 月 31 日に福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、社会福祉法人の経営組織の見直し、事業運営の透明性の向上及び財務規律の強化、介護人材の確保を推進するための取り組みの拡充、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しなどを行うため、社会福祉法等の一部が改正（「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」）され、平成 29 年 4 月 1 日（一部は平成 28 年 4 月 1 日）から施行されました。

法は地域福祉計画に記載すべき内容を次のように規定しています。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

**一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項**

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

**五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項**

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

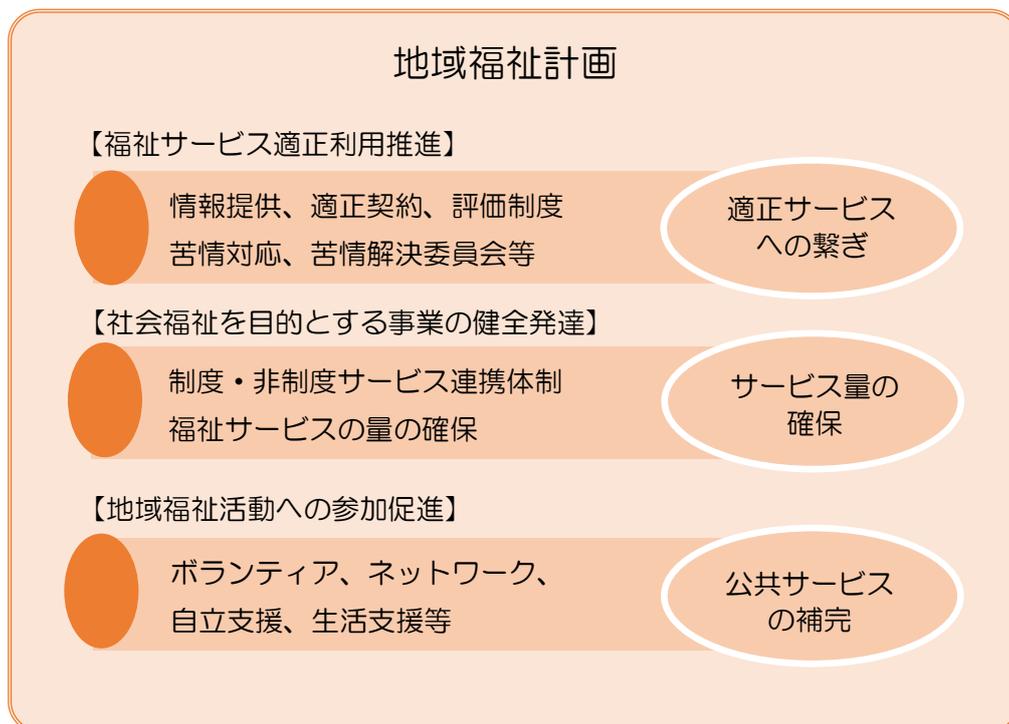
3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

改正社会福祉法により計画の記載事項として、「一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」、「五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項」（法第 106 条の 3 「包括的な支援体制の整備」第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合）が新たに追加されました。

また、改正社会福祉法では、地域福祉計画の策定が、任意とされていたものを努力義務とするとともに、策定に際しては、高齢者や障害者、児童等の福祉の各分野における共通の事項を横断的に記載する「上位計画」として位置づけるものとしています。

地域福祉計画は、事業目的から考えると、法第8章に規定する（情報提供）や（適正契約）、（第三者評価）等による「福祉サービス適正利用促進」＝『適正サービスへの導入』、福祉サービスの量の確保や制度・非制度サービス連携等による「社会福祉を目的とする事業の健全発達」＝『サービス量の確保』、ボランティア活動や自立支援活動等による「地域福祉活動への住民参加促進」＝『公的サービス補完』の大きな3つの柱で構成されることと考えられることから、本計画においても、これらの事業が「地域福祉計画」に基づいて行う事業の範囲と捉えています。

■図2



### ③社会福祉における地域福祉計画の活動領域

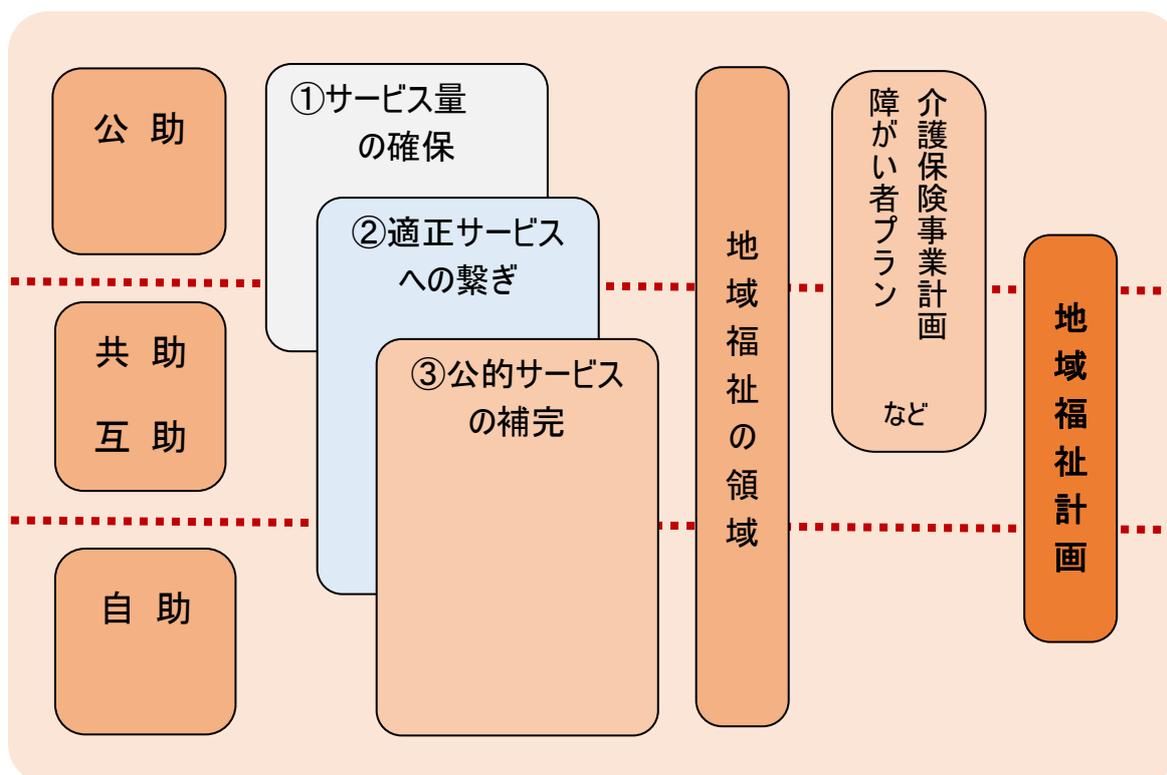
本市における地域福祉の活動領域の考え方については、第2期計画を踏襲するものとします。

第2期計画では、政策的役割としては「自助・共助・公助の連携による福祉社会の構築」、事業内容としては「①サービス量の確保」「②適正サービスへの繋ぎ」「③公的サービスの補完」を行うことと考え、これらは相互に関連するものとして位置づけていました。

「①サービス量の確保」は概ね公的な取り組みにより達成され、「②適正サービスへの繋ぎ」は、地域における民生委員・児童委員やボランティアによる活動（共助）が重要となります。また、「③公的サービスの補完」は、公的活動では補完できない自助・共助、つまり、地域活動により達成されなければなりません。

特に、公的サービスにおけるサービスの量の確保に関しては、介護保険事業計画や障がい者プランにより、既に位置づけがされています。また、相談窓口の設置やボランティアの育成など、「②適正サービスへの繋ぎ」の部分の中で、公的な取組に関するものは行政計画にも位置づけがあることを踏まえると、本計画においても、主にボランティアや住民が主体となって行なう「②適正サービスへの繋ぎ」や「③公的サービスの補完」に関する取り組みについて、地域福祉計画の活動領域として捉えています。

■図3



#### ④市の施策全体から見た領域

地域福祉と地域自治の概念が混同し、また、地域においても町内会等、いくつもの地域団体が複層して存在していることから、地域における取り組みの実態や行政政策としての地域の位置付けに関する認識が錯綜し、地域と行政との関係性に対する意識の共有が十分に図られないことがあります。

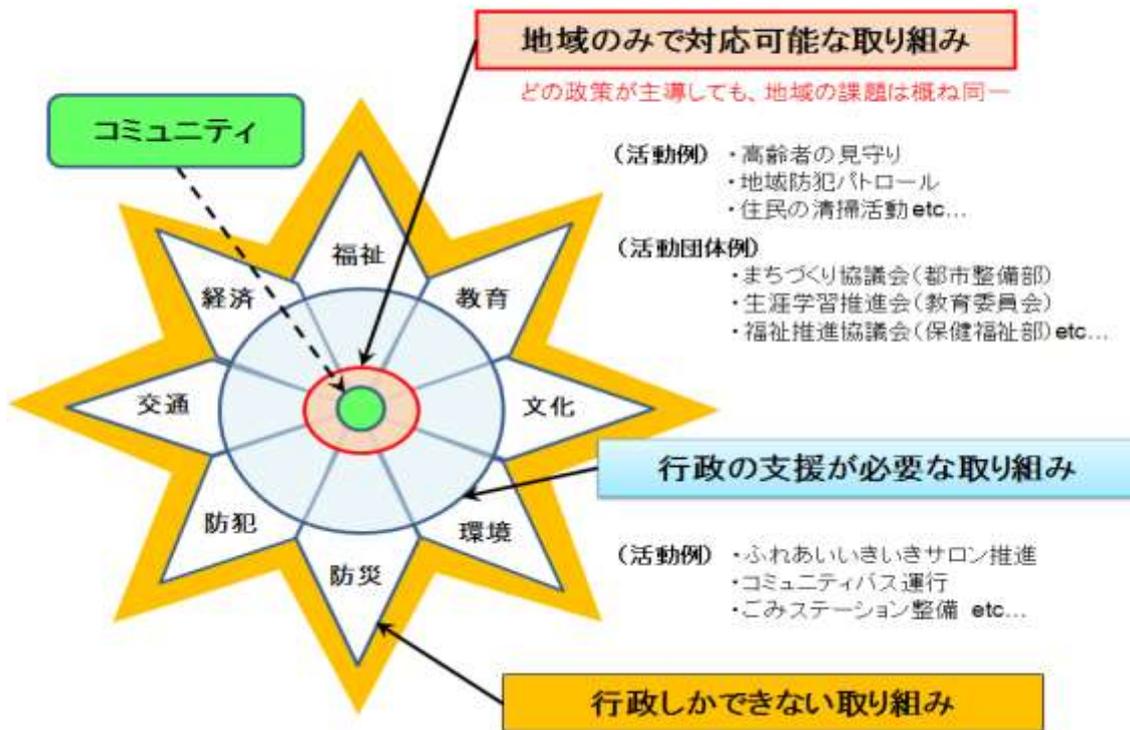
地域の中で行われる活動は、行政政策のうちいずれかに分類することができます。例えば、ごみ出しであれば「環境」、子どもの見守りであれば、「教育」や「防犯」、周辺部の移動については「交通」、地域における趣味の共有であれば「生涯学習」や「教育」、地域の祭り等、伝統芸能の保護は「文化振興」、地元生産物の地元消費であれば「産業・経済」です。

また、行政のあらゆる分野において、地域で実践できる（していただきたい）ものがそれぞれ存在します。（例えば、地域防災、地域環境、地域教育、地域交通、地域福祉等）

これらの内容を実際、地域自らの力で実施した場合、必ず、地域での話し合いの場、合意形成の場、意識醸成の場、いわゆるコミュニティが必要となります。これが、図4の緑の部分（中心の丸）です。

■図4

### 地域コミュニティの活動領域とその要素

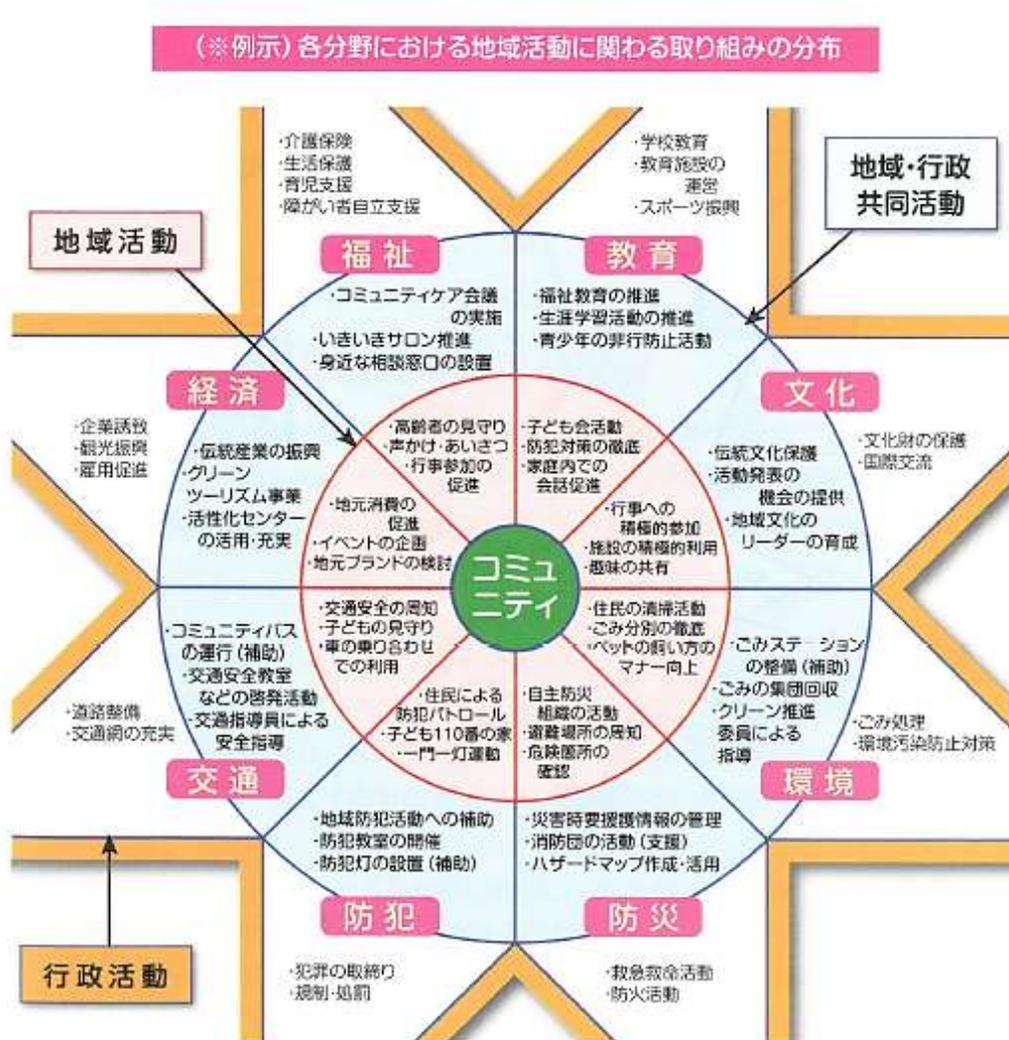


そして、地域で話し合いの場がもたれ、それぞれの地域課題を考えたとき、「地域自らの力だけでできること」（例えば、高齢者への声かけや子どもの見守り、地域の清掃活動等）が、あげられます。これが図4の赤の網掛け部分（中心から2番目の丸）です。

さらに、「一定の行政の力を借りれば地域でできること」（例えば、ごみステーションの整備やコミュニティバスの運行等）が水色の網掛け部分（中心から3番目の丸）、その外側の部分は、行政でしかできないこと（例えば、国民健康保険の運営や企業誘致、道路や橋梁等インフラ整備等）です。このように、行政と地域との関係を、規模や専門性で分類することができます。

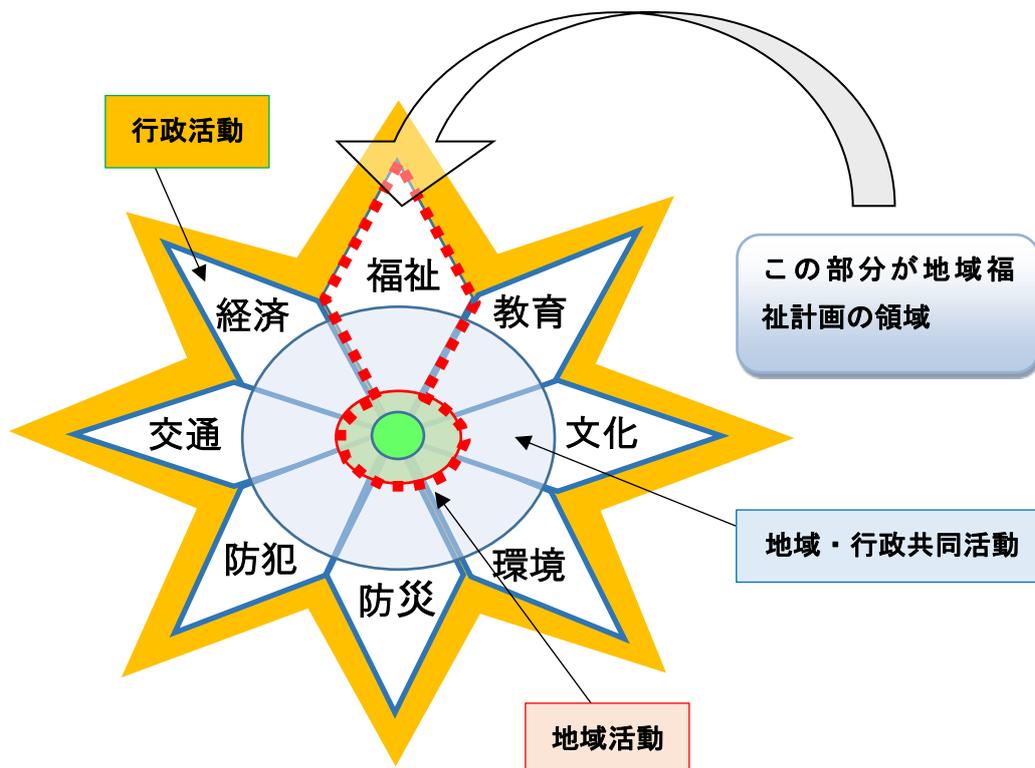
つまり、行政と地域との関係は、「政策的性質」と「規模や専門性」によって分類することができることから、第1期計画策定時には、こられの内容に具体的な活動の例示を取り入れ、政策的性質、規模・専門性ごとに区分を行いました。

■ 図5



地域福祉計画は、前段で整理したとおり、社会福祉法に基づく「福祉」の分野の行政計画です。下記の図6にあるように、行政と住民との関係は、地域自らが主体となって行う各地区地域福祉活動計画である「地域活動」（赤の網掛け部分）と、一定の支援を受けて地域（福祉推進協議会等）が行う「地域・行政共同活動」（青の網掛け部分）、行政や社協が専門的に行う「行政活動」（白抜き、一部青の網掛けの部分）という概念で構成される計画であるという考え方を本計画においても踏襲し、地域福祉の活動領域として位置づけます。

■ 図6



## (2) 地域福祉計画の性格（個別法に基づく個別計画との関連）

前項で整理したとおり、地域福祉は、主に、社会福祉法に規定のある個別の法律（老人福祉法など）や、これに類する法律（介護保険法など）に基づいて提供される公的サービス、地域住民の主体的活動が相まって、公的サービスの隙間を補完し、自主自立の福祉社会を形成しようとするものです。また、当該公的サービスは地域福祉の範囲に含まれるものと位置づけられることから、これらの内容をふまえた計画は、地域福祉計画の一部として位置づけられることになります。

本計画においても、佐世保市が目標とする将来像を実現するために、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉だけでなく、その他の福祉に関して、共通して取り組むべき内容について、方向性を示したものです。

## (3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づき市町村が策定する「市町村地域福祉計画」であり、地域福祉を推進していくための理念や仕組みをつくり、総合的な方向性を示す行政計画です。

「地域福祉活動計画」は、市町村社会福祉協議会が社会福祉法第 109 条に基づき策定する、地域住民や社会福祉・保健関係団体や事業者等が主体的に地域で進めていく取り組みが盛り込まれた民間の活動・行動計画です。

全国社会福祉協議会においては、地域福祉活動計画を次のように定義しています。

- 地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画である。
- 具体的には、「住民のニーズを明らかにし、これを解決するために専門機関や専門職、多様な福祉サービスや福祉活動を行う団体が役割分担を行いながら、住民の創意工夫による自発的な活動や福祉サービス利用者の社会参加などを促進するための諸活動」「住民の福祉問題に対する理解促進の活動や参加を促進する諸活動」「住民の様々な要望や願いを実現するための福祉のまちづくりに向けたソーシャルアクション機能」まで含んだものと考えられる。

このように、その目的からすると市町村地域福祉計画と大きな違いはありませんが、性質的には、「社会福祉協議会の具体的な活動・行動を規定するものであること」「社会福祉協議会を中心とした民間の計画であること」について、市町村地域福祉計画から踏み込んだかたちで整理されることとなっています。

市町村地域福祉計画は、地域福祉の全体像から、他の個別法に基づく活動で補完されない部分を明らかにし、地域福祉を実現していくために必要な活動領域や推進体制（主体）を明確にすると同時に、行政として行うべき基盤的役割を規定することが目的です。

一方で、社会福祉協議会の地域福祉活動計画は、地域福祉の本体とも言える「住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して行う地域福祉の推進」活動そのものを規定することが目的です。

要するに、前者が市、後者が社会福祉協議会と位置付けられるとともに、主体的な役割を担う中で、互いに補完し合いながら、一体的に本市の地域福祉を構築していかなければなりません。

そのため、本計画は第2期計画と同様、市と社会福祉協議会が一体となり、市の「市町村地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的のものとして策定しました。

#### ○●社会福祉法(抜粋)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

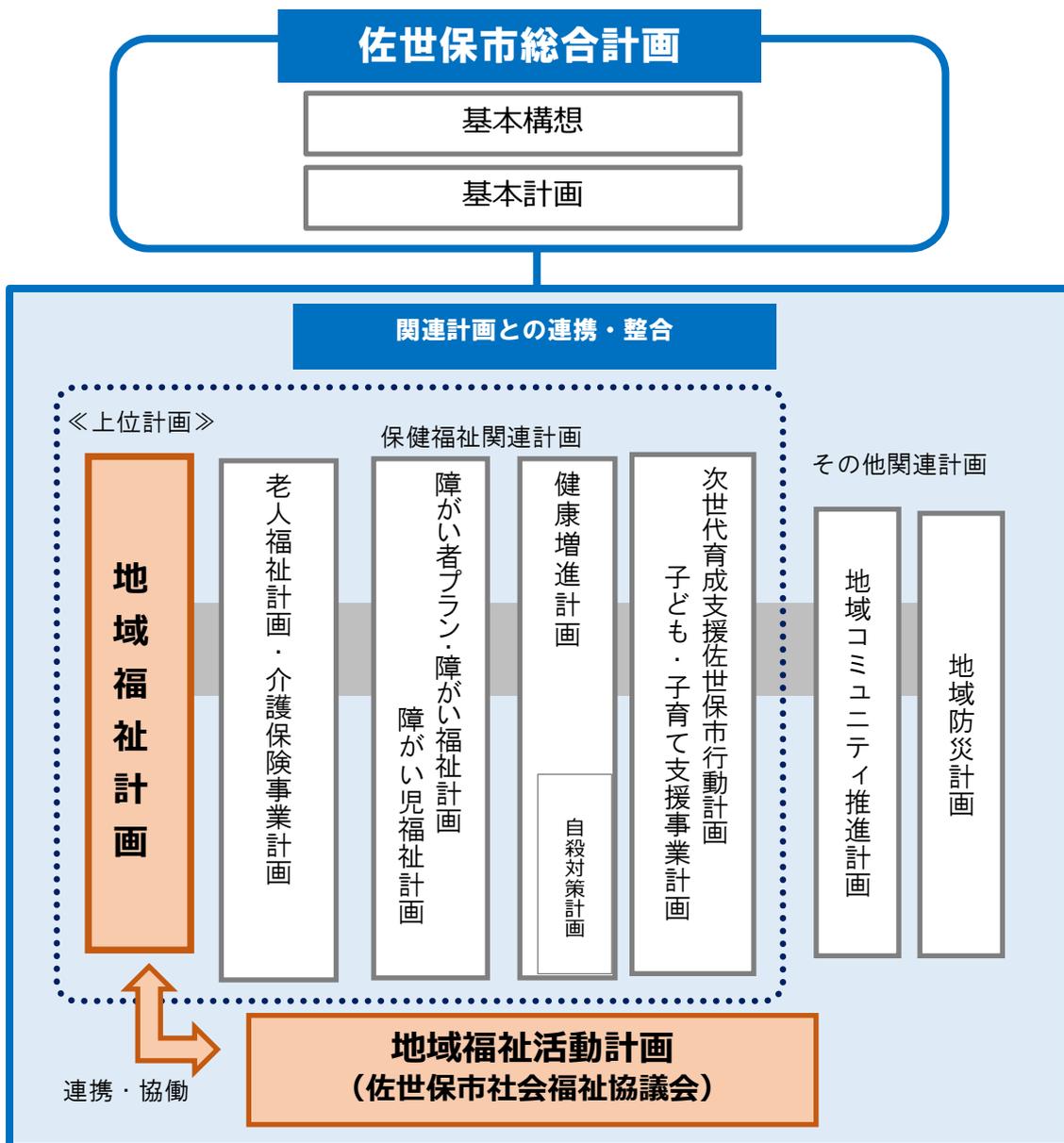
- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

### 3. 計画の位置付け

「地域福祉計画」は、福祉分野の「上位計画」として位置付け、他の福祉関連の分野別計画との整合を図りながら、地域福祉推進のための共通理念やビジョンを明示し、地域で支え合う仕組みを構築する役割を有しています。一方「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となり、地域住民の地域福祉活動の創出や活動の活性化を推進していく役割を有しており、この両計画を一体化することでより実効性のある計画として策定しました。

また、本計画は「佐世保市総合計画」を上位計画とし、これまでに策定され、実行されてきた各分野別計画との連携・整合を図っています。

#### ■本計画の位置付け



## 4. 計画の期間

本計画の期間は、平成 31 年度（2019 年度）から平成 35 年度（2023 年度）までの 5 年間とし、社会情勢の変化や住民のニーズの変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

### ■本計画と関連計画の期間

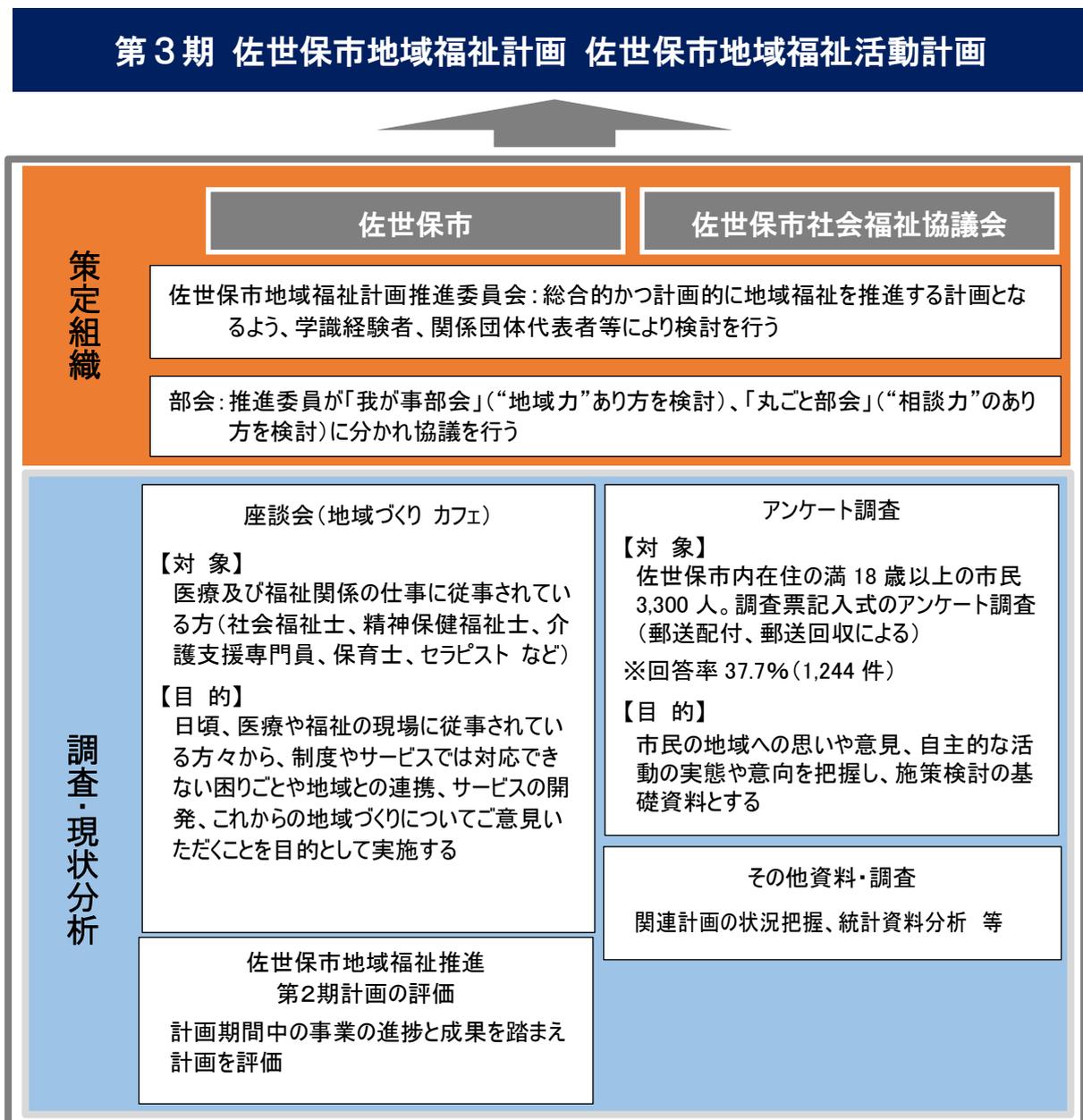
西暦（年度） 【年号（年度）】	2013 【H25】	2014 【H26】	2015 【H27】	2016 【H28】	2017 【H29】	2018 【H30】	2019	2020	2021	2022	2023~
佐世保市総合計画	第6次総合計画 後期基本計画					延長更新		第7次総合計画			
地域福祉計画 地域福祉活動計画	(第1期)	第2期				第3期					
老人福祉計画・ 介護保険事業計画	(第5期)	第6期		第7期		次期					
障がい者プラン	第1期				第2期						
障がい福祉計画	(第3期)	第4期		第5期		次期					
障がい児福祉計画						第1期		次期			
健康増進計画	第2次										次期
次世代育成支援 佐世保市行動計画	(第1期) 後期行動計画	第2期				次期					
子ども・子育て 支援事業計画					第1期			次期			
地域コミュニティ 推進計画	第1期				第2期				次期		
地域防災計画	(佐世保市地域防災計画)				毎年検討、必要に応じた修正						

## 5. 計画の策定体制

計画策定過程において、幅広く市民や地域福祉に携わる人の現状とニーズを把握するため、座談会（地域づくり カフェ）やアンケート調査等を実施し、多様な市民参加を図り、データ収集だけでなく、地域福祉に対する住民の意識啓発や地域の福祉課題を解決する動機付けとなるよう努めました。

以上の調査等から得られた課題や意見をもとに、市民団体の代表者、福祉・介護・医療・障がい団体の代表者、学識経験者などの委員で構成する「地域福祉計画推進委員会」において計画策定を行いました。

### ■本計画の策定体制概念図





## 第2章 佐世保市の地域福祉を 取り巻く現状と課題

# 1. 現状から見た特徴と課題の整理

各種統計データからの把握や「佐世保市地域福祉推進に関する報告書（平成 29 年度実施）」の結果、「関連計画」等を踏まえ、現在の佐世保市を取り巻く地域福祉に関する主な課題について整理しました。

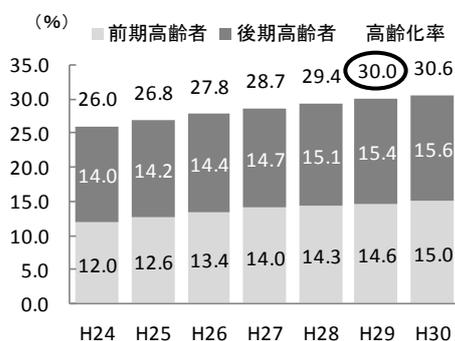
※関連計画

- 高齢者：老人福祉計画・介護保険事業計画
- 障がい者：障がい者プラン、障がい福祉計画、障がい児福祉計画
- 子ども：子ども・子育て支援事業計画
- コミュニティ：地域コミュニティ推進計画

## （1）各福祉分野に共通して取り組むべきこと

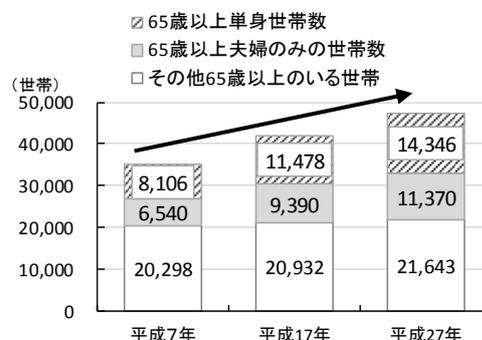
### 【統計、アンケート等】

○平成 29 年に高齢化率が 30.0%を超え、  
高齢化が進行している



○離島部で特に高齢化率が高くなっている（50%台 H29）

○一人暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯が増加している



### 【関連計画】

（高齢者）

- 介護・医療双方のニーズの増大・多様化に対応するための医療と介護の連携が必要（障がい者）
- 施設で生活している知的障がいのある人の「障がい者に適した住宅の確保」へのニーズが比較的高くなっている
- 65歳での介護保険サービスへの移行に戸惑う人が多い
- 障がいのある人の就労環境の整備、障がい者雇用の推進が必要

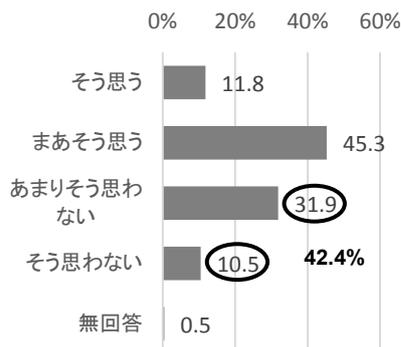
## 【第2期計画評価】

- 社会福祉法人が所有する施設のスペースが提供され、様々な地域共生サロンが実施されてきており、今後、取組み内容を広報、周知するなどして、他法人での実施を促進することが必要
- 地域共生サロンといきいきサロンとの違いや位置づけなどについて、整理が必要

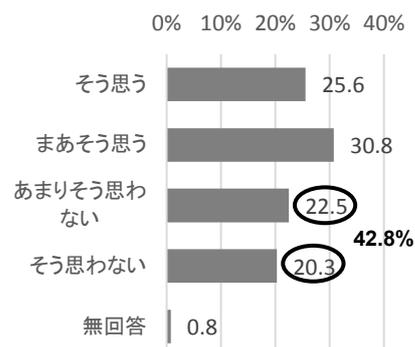
## (2) 福祉サービスの適正な利用の促進

### 【統計、アンケート等】

○地域の情報が十分に入ってくると思うかについてみると、「まあそう思う」が45.3%と最も高い。その一方で、「思わない（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」の合計）」も42.4%と高い。



○地域に家族以外で相談できる人がいると思うかについてみると、「まあそう思う」が30.8%と最も高い。その一方で、「思わない（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」の合計）」も42.8%と高い



### 【関連計画】

#### (高齢者)

- 傾斜地に住宅地が形成されているため、高齢者の移動が困難
- 家族が仕事や介護、家庭問題等で強いストレスを感じている
- 高齢者の消費者トラブルや虐待を受けている高齢者が増加傾向
- 本人だけでなく、本人を取り巻く関係者に対してもわかりやすい情報提供が必要
- 離島に対する福祉サービスの充実が必要

#### (子ども)

- 核家族化や地域社会の人間関係の希薄化、両親の就労等により妊婦が孤立してしまう環境になりやすい社会
- 子育てへの負担と育児不安の軽減に向けた様々な取組みを実施しているものの、依然として児童虐待の事例は発生しており、虐待の未然防止強化が必要

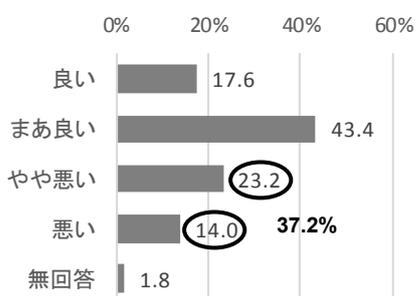
## 【第2期計画評価】

- 日頃の見守り活動や災害時の支援には、地域住民や関係機関の連携が必要
- 民生委員の活動時の声掛けや町内会への声掛け要請等、避難行動要支援者名簿への登録促進のさらなる推進が必要
- 福祉避難所について、対象者に対する周知方法や、避難所における対象者への配慮等について検討が必要
- 保健・福祉の社会資源情報を一元的に集約し、インターネット上で公開している「福祉情報ガイド」について、利用が進んでいないため、専門職や関係機関への周知の強化や、検索のしやすさ、ニーズに合った内容の掲載等、改善が必要

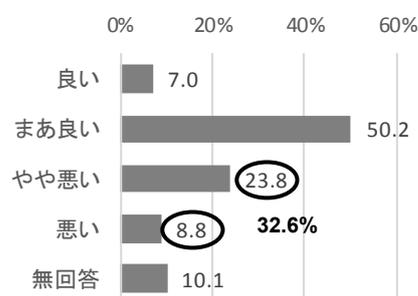
## (3) 社会福祉を目的とする事業の健全な発達

### 【統計、アンケート等】

- 医療機関の充実についてみると、「まあ良い」が43.4%と最も高い。その一方で、「悪い（「やや悪い」＋「悪い」の合計）」も37.2%と高い



- 在宅介護サービスなどの充実についてみると、「まあ良い」が50.2%と最も高い。その一方で、「悪い（「やや悪い」＋「悪い」の合計）」も32.6%と高い



### 【関連計画】

(高齢者)

- 介護人材不足の深刻化と福祉サービス従事者の離職率の高まり
- 一人暮らしや認知症の高齢者が増加するため、それぞれのニーズに合った施設整備が必要(障がい者)
- 同行援護を引き受けてくれる事業所が少ないため、利用しにくく頼みづらい(子ども)
- 未就学児への幼児教育・保育の質のさらなる向上が求められている

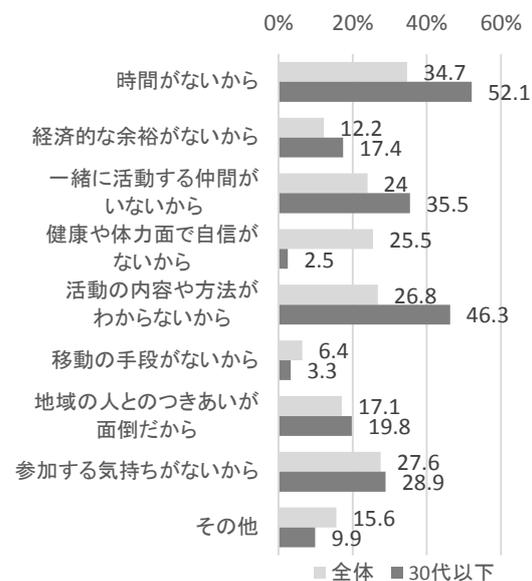
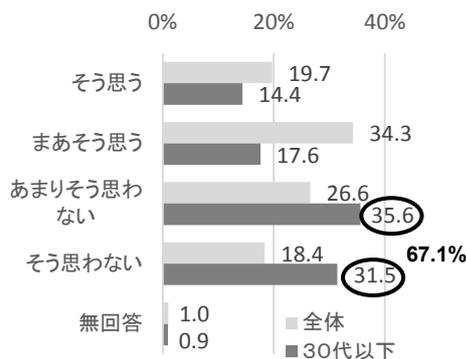
## 【第2期計画評価】

- 生活困窮者等早期に発見できるような地域住民相互の支え合いの仕組みづくりとそれを支援する体制づくりが必要
- 福祉人材バンクの利活用促進に努めたが、参加数、就職者数の増加にはつながっていないため、求職者のニーズに合わせた求人の開拓とともに、就職後の訪問や電話での状況確認等により、早期離職の防止にも努める必要がある

## (4) 地域福祉活動への住民の促進

### 【統計、アンケート等】

- 地域で困りごとを抱えている人の手助けをしたいと思うかについてみると、「まあそう思う」が34.3%と最も高い。
- 30歳代以下では「思わない(「あまりそう思わない」+「そう思わない」の合計)」が67.1%と高い
- 地域で活動していない理由についてみると、「時間がないから」が34.7%と最も高い
- 30歳代以下の人が地域で活動していない理由は「時間がないから」が52.1%と最も高く、次いで「活動の内容や方法がわからないから」「一緒に活動する仲間がいないから」となっている



### 【関連計画】

(コミュニティ)

- 町内会への加入率が5年で2ポイント減少しており、今後もその傾向が続くと予測される
- 高齢者で地域活動に「参加していない」人の割合が約5割
- 町内会や地区自治協議会では役員の成り手がいないという意見が多い
- 町内会や地区自治協議会では業務量が多すぎるという意見が出ている

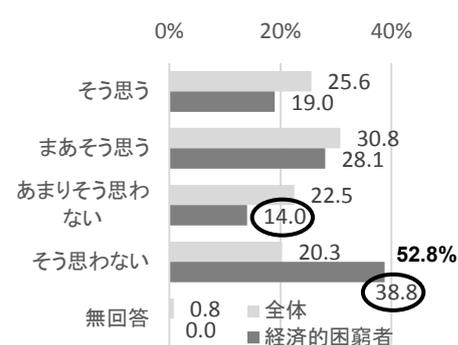
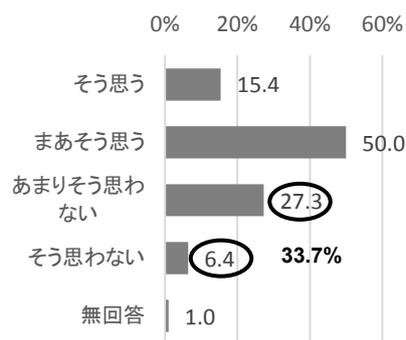
## 【第2期計画評価】

- ボランティアをしたい人と活動の場のマッチングが不十分
- 福祉活動プラザによる福祉系団体の活動支援については、チラシの配布による団体の活動周知等にとどまっており、より効果的な支援の検討が必要
- 地域福祉講演会について、若い世代への参加を呼びかけたが、参加にはつながらなかったため、対象に合わせた参加しやすい時期や時間帯での開催など検討が必要

## (5) 包括的な支援体制の整備

### 【統計、アンケート等】

- 地域の人がお互いに信頼できると思うかについてみると、「まあそう思う」が50.0%と最も高い。その一方で、「思わない（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」の合計）」も33.7%と高い
- 身近な相談相手がいると思うかについてみると、「まあそう思う」が30.8%と最も高い
- 経済的に困っている人では身近な相談相手がいると「思わない（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」の合計）」が52.8%と高い



### 【関連計画】

#### (高齢者)

- 地域包括支援センターの相談件数の増加、相談内容の多様化・複雑化
  - 民生委員や町内会、老人会及び社会福祉協議会等と地域での見守りや地域資源を開発する等、地域で支え合う体制づくりが必要
- #### (障がい者)
- 病院または福祉施設で暮らしている知的障がい、精神障がいのある人では「地域住民等の理解」が進んでいないと感じている人が多く、就労支援についても必要な支援として、「職場の障がい者理解」をあげる人が多い
  - ライフステージ、障がいに応じた切れ目ない相談・サービスを受けられるような支援体制が必要

## 【第2期計画評価】

- 地区自治協議会や福祉推進協議会などの地域団体等のあり方の整理・調整が必要

## 2. 座談会（地域づくりカフェ）の意見

### （1）座談会（地域づくり カフェ）の全体像

「佐世保市が『さらに住みやすい地域』になるために～みんなで語ろう！ これからの地域づくりについて～」を、各ブロックのワークショップの共通テーマに位置づけ、各ブロックで明確にテーマを設定しました。

**地域づくり カフェ**

**①参加者（対象）**

- 医療及び福祉関係の仕事に従事されている方  
（社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、セラピスト など）
- 民生委員・児童委員、PTA関係者 など

**②ワークショップ**

ワークショップで検討していただいた意見等は計画に反映させるため、より詳細にポイントを絞ったテーマを設定

【キーワード】

- 1) 様々な課題に対応した“相談体制・連携”について（※基本目標 1 に対応）
- 2) 様々なニーズに応じた“福祉サービス”の提供について（※基本目標 2 に対応）
- 3) 様々な課題を解決できる“地域力”について（※基本目標 3 に対応）

#### ■ワークショップのテーマ及び開催実績

	開催日時	場所	場所	テーマ
中部 ブロック	平成 30 年 7月 22 日(日) 10:00～12:00	38 名	佐世保市中央保健福祉センター8 階講堂	佐世保市が 『さらに住みやすい地域』 になるために  上記のテーマで課題やできる ことについて、自由に語り合っ ていただきました
北部 ブロック	平成 30 年 7月 29 日(日) 10:00～12:00	24 名	江迎地区文化会館 コミュニティーホール	
南部 ブロック	平成 30 年 8月 5 日(日) 10:00～12:00	22 名	広田地区公民館 2階講堂	

## (2) ワークショップ内容のまとめ

【中部ブロック 18.07.22(日)】

### ① 座談会(ワークショップ)の様子



### ② ワークショップの主な意見 (※一部掲載)

- 支援を求める人、そうでない人でも、「困った時にはここに行けばいい」と常に認識できる窓口が必要
- 子ども、障がい、高齢、貧困、ひきこもり・・・、窓口を紹介するだけでなく、まずは何でも相談を受け止めることできる「ワンストップ相談窓口」が必要
- 相談したくてもだれにしていかわからず困っている人が多い
- 困る前から地域の人々とのつながりを大事にしなければならない
- 地域で行われる活動に参加する。すれ違うご近所の方と挨拶をかわす(笑顔で)だけでもいい
- 制度やサービスという堅苦しいものにとらわれず、結局は「人と人のつながり」が大事
- 自分が出来ることを考え、孤独生活から抜け出すこと
- 顔の見える関係ができていれば、どんな状況になっても安心して大好きな佐世保で暮らしていける
- 地域の相談窓口(専門職向け、市民向け)をつくって適切な相談窓口につなげる
- 地域で拾い上げられない問題・情報を報告する仕組みを構築する

【北部ブロック 18.07.29(日)】

① 座談会(ワークショップ)の様子



② ワークショップの主な意見 (※一部掲載)

- 高齢者・障害者・子ども等、制度で分けずに相談ができる(よろず相談も含む)ワンストップ相談
- 立場や職業が違う人など、何でも話せる情報交換の場が必要
- だれかと話す事で交流が出来、情報も入ると思う
- 課題解決に対して地域の中で役割分担をして、支える体制をつくる
- 子どもから大人まで(障害者、お年寄り)が集まれる場所を設ける
- 空いている施設を利用しながらの子育て支援
- 男性のサロン参加が少ないことから、例えばグラウンドゴルフした後に参加できる男性専用のサロンをつくる
- 地域のイベントについて、行政、福祉、保育、医療など他職種で取り組める内容を検討、顔の見える関係性を築く
- 今回のような座談会(語り合い)の場を設け、サロンリーダーや多職種が集まって地域について何でも話し合う

【南部ブロック 18.08.05(日)】

① 座談会(ワークショップ)の様子



② ワークショップの主な意見 (※一部掲載)

- 受け入れる側、受け入れてもらった側、どちらかが負担を抱えるのではなく、お互いが支え合う“ギブ アンド テイク”な地域をつくる
- 地域住民(主婦、教育、企業、幅広く)と医療、福祉の専門職との合同カフェを開催
- 高齢者の集まる場と子どもの集まる場を一緒にするような取り組み
- 一人でも二人でも昔のあの頃のつながりをいいな、と思ってくれるリーダー的な若者を見つけた
- 公民館など公共の場の開放、地域の人が寄りやすいサービスの提供
- 情報共有、縦横のつながりを密にしていけるように、家から出る機会を作っていく
- 今回の地域づくりカフェのような場があったら、さまざまな分野、地域の方々と話ができ、連携づくりのきっかけになると思う
- 心配、気がかり世帯に近所の方、民生委員さんなどから声をかけてもらい、早期に困りごとを発見する
- 地域住民の役に立ちたいと思う気持ちをどう生かしていくか
- 身近な相談相手、地区の民生委員さんがいることを住民個々に知ってもらう

### 3. 各部会からの提案

#### (1) 各部会の概要

「第3期佐世保市地域福祉計画 佐世保市地域福祉活動計画」策定において、地域福祉計画推進委員会を2つの部会に編成し、それぞれのテーマに基づき、具体的な取り組みについて協議を行いました。

また、協議内容は、地域福祉計画推進委員会及び庁内関係各課、社会福祉協議会等で協議を行い、本計画の「重点プロジェクト」として位置付けています。

#### 【各部会の概要】

部会名	構成	テーマ	内容
「我が事」部会	7名	“地域力”あり方を検討	あらゆる福祉課題について「我が事」として“地域力”で解決できる仕組みづくりを検討(意識の醸成、地域福祉の推進、ふくし教育の実践、ボランティア等担い手の養成などを検討)
「丸ごと」部会	7名	“相談力”のあり方を検討	あらゆる福祉課題について「丸ごと」相談を受け止める仕組みづくりを検討(地域課題を把握する仕組みや、包括的に受け止める体制の構築、多機関協働による支援体制などについて検討)

#### 【開催日程及び協議内容】

		テーマ	内容
第1回	「我が事」部会	平成30年7月25日(水)	第2期計画の評価・検証、国のガイドライン等をふまえて現状把握・課題抽出
	「丸ごと」部会	平成30年7月24日(火)	
第2回	「我が事」部会	平成30年8月21日(火)	各委員の所属部会において、第3期計画において、必要な重点的な取り組み・新規事業(重点プロジェクト)を検討
	「丸ごと」部会	平成30年8月22日(水)	
第3回	「我が事」部会	平成30年9月18日(火)	各委員の所属部会において、第3期計画において、必要な重点的な取り組み・新規事業(重点プロジェクト)を提案
	「丸ごと」部会	平成30年9月19日(水)	

## (2) 各部会の主な検討内容

第1回「我が事」部会、「丸ごと」部会では、「第2期計画の評価・検証、国のガイドライン等をふまえ現状把握・課題抽出」を行い、各部会で得られた課題について、取組み体系骨子案に基づき、以下の通りとりまとめました。

### ①第1回「我が事」部会、「丸ごと」部会の主な検討内容

(★:新規の取組み等の可能性がある項目)

#### ■基本目標1 地域の課題把握・解決のための仕組みづくり

##### 基本項目1 地域の課題を把握する体制づくり

---

###### ★相談・コミュニケーション

- ・「いつでもそこに行けば誰かに相談できる」という場（例えばサロンを活用した場など）が今後必要。常設化のためのアイデアが求められる。

###### ◆地域課題の把握

- ・町内のつながり、コミュニケーションが希薄。
- ・町内の日頃の見守りが重要。

###### ◆多機関との協働

- ・市、宅建協会、町内会が町内会加入促進に関する協定のさらなる活用（大学生へのPR等）が求められる。

##### 基本項目2 課題を解決するための体制づくりと活動の促進

---

###### ◆連携した仕組みづくり

- ・支援が必要な人（社会的弱者）への対応について、町内会だけで支援できるのか検討する必要がある。

###### ★情報共有の仕組みづくり

- ・サロンや食事サービス等利用者の名前を地域の民生委員等が把握できる仕組みが必要。仕組みがない場合には関係する支援機関・団体との連携が困難。
- ・個人情報については支援機関・団体での一定の共有が必要と考えられる。

##### 基本項目3 情報発信力の強化

###### ◆情報発信

- ・「広報させぼ」や社協広報誌について「内容を簡潔にする」、「スマホでも出す」などの改善策の検討が求められる。
- ・地域福祉に関するアンケートで、「地域の情報が入ってこないと思う人」が4割とのことだが、対応策について専門部会での特化した検討が必要。

## ■基本目標3 地域における福祉活動の充実と人材育成

### 基本項目1 住民による自主的な地域活動の推進

---

#### ★地域活動につなげる取り組み

- ・単身転入者は町内会未加入が多く、その結果として地域活動を知る機会がない。
- ・一人暮らしでは不安があるが、町内会などで地域とつながることにより安心が得られるため、単身者への加入促進の方策を検討する。

#### ◆住民主体の取り組みの推進

- ・子ども食堂も全国的に普及している。推進するかどうか検討が求められる。
- ・サロンなどで元気になった高齢者をボランティア等の活躍の場につなげることが生きがいづくりにつながる。
- ・「地域で何ができるか」を考えるきっかけとなるよう、ほかの地域の好事例等の情報を発信することが効果的である。

#### ◆多世代交流の場づくり

- ・色んな世代（高齢者、子育て世代など）や、テーマに特化して集まることができる場の提供として、地域づくりカフェ（ワークショップ）の地域版は有効である。
- ・交流の場の定例開催により地域課題や地域の変化の把握につながる。

#### ★企業・法人の参画推進

- ・企業等が、企業福祉という考えを持つべき。地域貢献が企業イメージ向上につながるプラスになる意識を醸成するために、企業へどういったアプローチができるか検討が必要。
- ・若い人の参画のためには、企業を巻き込んだ地域活動の検討が求められる。
- ・地域活動が地域のつながりを深めるため、活性化が必要。（例：地域での清掃→みんなでお疲れ様会→世代を超えたつながりの継続）

### 基本項目2 ボランティア・市民活動の推進

---

#### ◆ボランティア活動の支援体制の整備

- ・特定の人ばかりに負担がいかないように、いろんな人がいろんなボランティアに参加できるようにする必要がある。
- ・ボランティアセンターの情報が見にくい、情報の更新がされていない、情報量が乏しい。

#### ◆ボランティア参加者の拡大

- ・ボランティア（地域貢献）の意識が高い人と支援を求めている場とのマッチングが重要。
- ・若い世代は、参加したくないのではなく機会を知らないということも考えられる。

## 基本項目3 共に生きる地域づくりの推進

---

### ◆ふくし教育の充実

- ・地域福祉の正しい理解について、就学期など小さいころからの学びが求められる。
- ・ふくし教育については、学校をもっと巻き込むことが求められる。巻き込むための方策の検討が必要。

### ★当事者意識の醸成

- ・（地域づくりカフェのように）幅広い年代が顔を合わせる企画が効果的である。
- ・当事者意識が大切であり、当事者間での助け合いを行政が支援・下支えする形が求められる。

## ■その他の分野にかかる課題

### ◆市民後見人

- ・市民後見人の適切なニーズについて把握し、今後の検討が求められる。

### ◆在宅医療と介護の連携

- ・医療と介護の連携の必要性についてもっと深く議論して明確にすべき。
- ・今後、医療と地域包括支援センターと生活支援コーディネーターの連携を進めていくことが必要。

### ◆災害時・緊急時に対応する体制整備

#### ○災害時避難行動要支援者支援事業の推進

- ・災害時避難行動要支援者システムの具体的な運用、実際の避難行動の検討が求められる。それを計画にどう盛り込むか検討が必要。

#### ○災害時・緊急時の体制充実

- ・他の地域では、災害時に「誰が」「誰を」「どこに」避難させるか決めている取り組みがある。
- ・避難所の場所や備蓄状況など日頃からの周知が求められる。
- ・先日の大雨の際、避難所が川のそばで、その川は増水し、避難所となった学校前の橋も水に浸かった状況であったため、避難所の指定については見直しが求められる

#### ○救急医療情報キット、緊急時連絡カード

- ・緊急時連絡カードが開始されてから時間が経過しており、現状にあった事業か検証することが求められる。

第2回の部会では、第1回目で検討した現状・課題に対して、各部会に分かれて、テーマに基づき、課題解決に向けた取組み案について、検討を行いました。

## ②第2回「我が事」部会、「丸ごと」部会の主な検討内容

### ■取組み内容のキーワード

部会名	内 容	
「我が事」部会	地域における福祉活動の充実と人材育成（基本目標2）	
	住民による自主的な地域活動の推進（基本項目1）	
	取組内容	○ふれあいいきいきサロン 〈主な内容〉・サロンを地域主体で行う ・いきいきサロンの事業拡大
	ボランティア・市民活動の推進（基本項目2）	
	取組内容	○ボランティア活動の推進 〈主な内容〉・ニーズと支援のマッチング促進 ・ボランティア情報(情報発信の内容、情報発信の方法) ・ボランティアへの参加促進 ・企業や大学との連携
	共に生きる地域づくりの推進（基本項目3）	
取組内容	○ふくし教育 〈主な内容〉・ふくし教育(実施内容、実施手法) ・地域づくり(近所づきあい、出前講座)	
「丸ごと」部会	地域の課題把握・解決のための仕組みづくり（基本目標1）	
	地域の課題を把握する体制づくり（基本項目1）	
	取組内容	○地域の課題把握体制 〈主な内容〉 ・身近な相談窓口 ・既存組織の強化(新規人材の確保、人材の育成、組織の支援)
	課題を解決するための体制づくりと活動の促進（基本項目2）	
	取組内容	○既存組織の連携促進 〈主な内容〉 ・専門職との連携 ・庁内連携体制構築の推進 ・地区自治協議会との連携
	情報発信力の強化（基本項目3）	
取組内容	○情報発信 〈主な内容〉 ・発信手法の強化 ・発信内容の強化 ・広報紙の改善	

第3回では、第2回目で検討した各部会に分かれて、テーマに基づき検討した課題解決に向けた取組み案について、プロジェクト化を検討した結果、以下の具体的なプロジェクト案が提案されました。

### ③第3回「我が事」部会、「丸ごと」部会主な検討内容

#### ■「我が事」部会のプロジェクト案

部会名	内容	
「我が事」部会	地域における福祉活動の充実と人材育成（基本目標2）	
	「地域福祉教育プログラム」プロジェクト	
	概要	①学校で利用できる福祉教育プログラムを作成し小中学校へ普及する ・地域での支えあいを学ぶ ・学校と地域をつなげる具体的な取組み ②一般企業向け福祉教育プログラムを作成し市内企業へ普及する ・会社研修等で障がい者施設を訪問など※何等かのプログラムを実施機関を募り検討
	重視する点	①学校側の負担とならない内容のプログラムをつくり、学校側へ提案 ・モデル校を設定し実践していきながら、他の学校へ(手法、必要性等)説明し広げていく(※ノーマライゼーションに関する内容は、すでに学校側で実施されている) ②大人への発信
	「みんなで安心防災マップ」プロジェクト	
	概要	・防災マップづくり(5か年計画) ・地域ごとに、そこに住まう住民で防災マップを作成する 【避難所、災害時の危険個所(崖、河川)、避難経路 など】 ・地域の身近なリスク等を知る機会 ・将来的な各地区での防災訓練への活用
	重視する点	・災害が各地で発生していて、防災について地域住民が自分の事として考えるきっかけとなるよう作るプロセス自体が大事であるため、そのプロセスを検討し地域で実践する ・プロセス作り ・実践→コーディネートは社会福祉協議会(防災士派遣等によるサポート) ・作成規模→町内会単位 ・参加対象→いろいろな目線で(子供、障がい者)、大学との連携、ボランティア ・対象を特化させるのも一案(ペットとの避難等について など)
	「サロン活動連携・情報発信」プロジェクト	
	概要	社会福祉協議会 いきいきサロン 長寿社会課 介護予防サロン ⇒サロンの連携・情報の共有化 生活支援コーディネーターと社会福祉協議会の連携集いの場としての位置づけ明確化
	重視する点	いかに市民に伝えるか、活動を広げるために情報発信の手法を検討するもの。サロンの情報提供の方法を改善 ⇒社協のサロンも長寿のサロンも一緒に見えるようにする 例)町内名からの検索、地図に落とし込み見える化、ホームページでの情報発信、成功事例の紹介

■「丸ごと」部会のプロジェクト案

部会名	内 容	
「丸ごと」部会	地域の課題把握・解決のための仕組みづくり（基本目標1）	
	「地域福祉ネットワーク」プロジェクト	
	概要	それぞれの制度や組織の縦割りを越えた、地域課題の解決のため「地域の現場で活動する人たちがつながり、一つになれる協議体を構成し、地域ぐるみで地域づくりを進める
	重視する点	規模→自治協ごと(27 圏域) 構成→現場で活動する専門職等 【包括支援センター、民生委員、社協、生活支援コーディネーター、自治協、保健師、看護師、地域の薬局(薬剤師)や医療機関(医師)、保育士、福祉従事者 等】 内容→多職種連携による地域課題の解決 地域づくりについて 等 高齢者のみなど対象が限定されないもの。連携し包括的に協議できる場とする。みんなで考え方を共有・収束し関係機関が共管していく仕組み
	「地域カフェ」プロジェクト	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世代を問わず、地域の住民誰もが気軽に立ち寄れる「場」として、地区公民館に常設の「地域カフェ」を設置する。公民館のスペース等を活用し、茶・コーヒー程度を無償にて提供する</li> <li>・専門職員が定期的に各地域をまわる「移動巡回相談窓口」を地域カフェで実施する</li> <li>・相談内容に応じて、民生委員、町内会長、生活支援コーディネーター、包括支援センター、行政等による支援につなげる</li> <li>・あわせて、ワークショップなど地域づくりにつながる取り組み等についても関係機関とタイアップし一体的に実施する</li> <li>・将来的には、自治協議会はカフェ運営の実施主体となり、関係団体と定期的に運営について協議しながら住民のニーズを把握し、継続的な活動につなげる</li> </ul>
	重視する点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員や市の保健師と連携する。</li> <li>・気軽に立ち寄れる、相談ができるということを広くアナウンスする</li> <li>・市内各地区において状況に差がある為、できる地区から進めていく</li> <li>・関係機関が別々に別々の場所で行うのではなく、地域の拠点として情報や機会が集約された「場」として一体的に活用を目指す</li> </ul>
	「民生委員の活動情報発信」プロジェクト	
	概要	民生委員の活動内容を知ってもらうため、活動内容等の発信を行う。あわせて、地域福祉の考えを知ってもらう
	重視する点	ターゲット→民生委員活動を知らない人(今は困ってない人) 老人会や町内会、PTA の集まり 民生委員の活動をとおして、「我が事・丸ごと」の地域福祉の考えを知ってもらう

各部会のプロジェクト案については、「第3章 計画の基本的な考え方」「3. 重点プロジェクト」において、「第3期佐世保市地域福祉計画 佐世保市地域福祉活動計画」を推進する上での重点プロジェクトとして内容を精査し、掲載しております。

## 4. 佐世保市の地域福祉に関する課題

第2章1～3の様々な視点からの課題をまとめました。

### ◆相談支援体制・連携の充実

佐世保市においても、高齢化や世帯の小規模化が進んでおり、そのような中では、高齢者の孤立化、子育て中の保護者の孤立化など、地域から孤立し誰にも相談できないことで抱える課題が発見されず状況が悪化していくことも考えられます。アンケートの結果でも、地域に家族以外で相談できる人がいると思うと答えた人が半数以上と多い一方で、思わないと答えた人も多く（「あまりそう思わない」と「そう思わない」の合計42.8%）、また、座談会では「相談したくても誰に相談していいかわからない」や「困った時にはここに行けば良いと常に認識できる窓口が必要」「制度で分けずに相談ができる窓口が必要」などの意見もあり、相談しやすい環境づくりや相談支援体制の充実が求められています。

このような状況に対応するため、身近な地域において、地域の課題把握・解決のための仕組みづくりが必要です。

### ◆課題を解決できる地域力の強化

アンケート調査において、いま住んでいる地域を好きだと答えた人は83.3%で佐世保市民がいかに地域に愛着を持っているかがうかがえる。あわせて、この地域のために何か役に立ちたいと答えた人は65.1%と多い結果でした。

しかし、地域の活動に参加する機会があるかという質問に対しては、機会がないと思うと答えた人が多く、地域の中で自分の役割があるかという質問に対しても、思わないと答えた人が多い結果でした。また、地域で活動していない理由としては「活動の内容や方法がわからないから」や「一緒に活動する仲間がないから」と答えた人が多く、地域のために何か役に立ちたいと思っても、それが活動につながっていない矛盾があります。第2期計画の評価においても、ボランティアをしたい人と活動の場のマッチングが不十分であるなど課題が挙げられています。

このような状況に対応するため、ボランティア・市民活動団体のPRや活動の促進、佐世保を愛する気持ちを地域福祉に活かしてもらえるよう、福祉教育や地域福祉についての啓発を重点的に進め、福祉活動の充実と人材育成に取り組み、地域の力で課題を解決できる仕組みを構築する必要があります。

## ◆ニーズに応じた福祉サービスの充実

第2期計画の評価において、「生活に困窮している方を早期に発見できる仕組みづくりとそれを支援する体制づくりが必要」と課題が挙げられており、関連計画においては、「ライフステージ等に応じた切れ目ない相談・サービスを受けられるような支援体制が必要」や「高齢者の消費者トラブルや虐待が増加傾向にある」といった課題が挙げられています。

このような状況に対応するため、専門職や関係機関が連携し、フォーマル・インフォーマルサービスを組み合わせ自立した生活を支える福祉サービスの充実が必要です。

一方、避難行動要支援者支援制度のさらなる促進等が課題として挙げられており、災害時における、支援が必要な人への迅速な対応を可能とする地域の体制強化が必要です。



## 第3章 計画の基本的な考え方

# 1. 基本理念

## 一人ひとりが役割を持ち、 地域で支えあいながら暮らすことができる 「地域共生社会」の実現

～ いつでも、つながる佐世保 ～

市民一人ひとりが住み慣れた地域で、いくつになっても健やかに安心して暮らすためには、介護、障がい、子育て、生活困窮など、各分野の制度を充実させていくことはもちろんですが、制度上、明確に位置づけがなく、支援が必要な「制度の狭間」にある状態や世帯の中で複合化した問題を抱えている状態など、地域では必ずしも制度の枠組みだけでは対応できない課題を抱えています。

地域が抱える課題を解決するため、第3期計画では、従来の制度や組織の「縦割り」を「つながり」に変えて、より効果的な仕組みづくりをめざし、身近な地域で気軽に相談できる包括的な相談体制づくりや地域の課題を地域で解決する地域力の強化、関係者が連携し適切な支援につなげる体制づくりなどに取り組み地域福祉の推進を図ります。

また、地域福祉の推進は、地域づくりと不可分の関係であることから、市民一人ひとりが「自分や家族が暮らしたいまち」を主体的に考え、積極的に参画しやすい機会を設けていきます。

市民をはじめ、行政機関や専門機関、関係団体、企業など、多様な主体が、世代や分野を超え相互につながり、それぞれの特性を活かしながら自らの役割を考え、身近な地域で主体的活動を行い、みんなが協力し支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向け、地域福祉を推進してまいります。

## 2. 基本目標

### 基本目標1 地域の課題把握・解決のための仕組みづくり

～様々な課題に対応した相談体制・連携の充実～

地域の課題は様々であり、行政機関はもとより、地域で顔の見える関係づくりによって把握していくことが重要です。把握された地域課題の解決に向けては、その様々なニーズに応じた適切な支援が包括的に提供される必要があります。

具体的な取り組みとして、地域住民等による相互の見守りや支え合いの仕組みづくり、専門職等が連携した相談支援体制の充実を図ります。

あわせて、福祉のみならず多分野と連携し、課題解決にチャレンジする庁内連携会議（地域包括庁内推進会議）を開催し、切れ目のない包括的支援体制の強化を図ります。

### 基本目標2 地域における福祉活動の充実と人材育成

～様々な課題を解決できる地域力の強化～

住み慣れた地域でいつまでも安心して生活するためには、住民同士がお互いに支え合うとともに、住民一人ひとりが地域福祉に関心を持ち、理解を深め、活動に参加し地域力を高めることが重要です。

具体的な取り組みとして、地域で生活する様々な人たちが集い地域のつながりを深める自主的な地域活動の推進や、住民主体のボランティア・市民活動団体の育成・支援に努め、地域における福祉活動の充実を図ります。

また、お互いに認め合い、思いやる心を育むために、学校や企業等と連携したふくし教育を実践し、共に生きる地域づくりを推進します。

### 基本目標3 自立した生活を支える福祉サービスの展開

～様々なニーズに応じた福祉サービスの充実～

地域で自立した生活を支える福祉サービスは、支援を必要とする個人が抱える課題に応じて適切に提供されることが重要です。

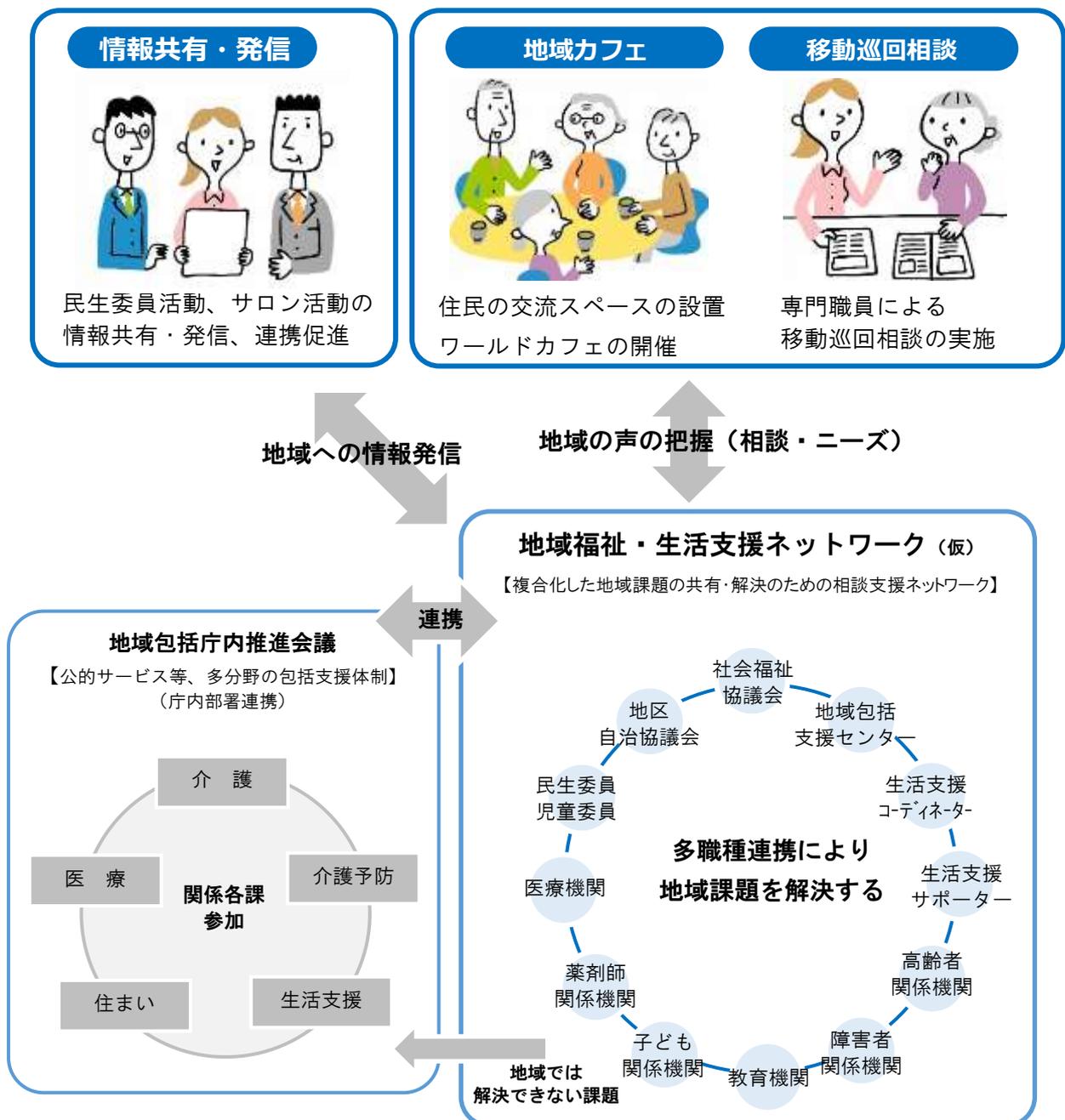
具体的な取り組みとして、支援を必要とする人や関係者等に対して、経済的自立の助長や権利を擁護するサービスを実践するとともに、関係機関や民間企業等と連携し、災害時や緊急時に対応した体制の充実など地域住民の福祉ニーズに対応した福祉サービスの充実に努めます。

### 3. 重点プロジェクト

#### (1) 佐世保“地域福祉・生活支援ネットワーク”プロジェクト

身近な地域で気軽に立ち寄り、相談ができる「場づくり」を進めるとともに、把握した課題解決のため、各種制度や組織の縦割りを越えた支援が可能となるよう、「地域の現場で活動する人たち」がつながり、一つになれる協議体を構成し、地域住民、医療・福祉の専門職、をはじめ、多職種・多機関の連携による地域づくりに取り組みます。

#### 【プロジェクトイメージ】



## ◆地域カフェ

### 【プロジェクトの内容】

- 自治協議会 27 圏域で、世代を問わず、地域の住民誰もが、いつでも、気軽に立ち寄れる「場」として、地区公民館等に「地域カフェ」の設置を推進します。
- 地域の現場で活動する人同士が地域課題を共有し、つながり、地域づくりの取り組みについて話し合う「ワールドカフェ」を、関係機関と連携して開催します。
- 各分野の専門職員が「地域カフェ」をまわり、参加した人からの相談に対応する「移動巡回相談」の実施を推進し、アウトリーチの強化につなげます。

### 【プロジェクト実施主体】

◇社会福祉協議会      ◇生活支援コーディネーター（第2層）      ◇地区自治協議会

## ◆地域への情報発信

### 【プロジェクトの内容】

- 民生委員・児童委員の活動、サロン活動等を知ってもらうため、地域住民に活動内容等の発信を随時行います。

### 【プロジェクト実施主体】

◇社会福祉協議会      ◇佐世保市      ◇民生委員・児童委員

## ◆地域福祉・生活支援ネットワーク

### 【プロジェクトの内容】

- 地域の課題や実践活動に関する情報を市域的に集約し共有するとともに、課題の解決に向けた取り組みを検討するための協議の場を設けることで、地域で実働する専門機関や専門職によるネットワークを構築します。
- ネットワークの構築には、地域づくりを目的とした地域福祉の推進主体（社会福祉協議会）と生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター（第1層））とが連携協働しながら取り組みます。
- 地域づくりを進めるために実施されている地域の自主的な取り組みへの支援、協働の中核となる機能を担います。

### 【プロジェクト実施主体】

◇社会福祉協議会      ◇生活支援コーディネーター（第1層）      ◇佐世保市

## ◆地域包括庁内推進会議

### 【プロジェクトの内容】

- 福祉のみならず、多分野の公的サービス連携による包括的支援体制を構築するために、庁内の各部署がつながる地域包括庁内推進会議を開催します。
- 地域だけでは解決できない課題の解決に向けた方策の検討や、各分野の連携強化を図ります。

### 【プロジェクト実施主体】

◇佐世保市

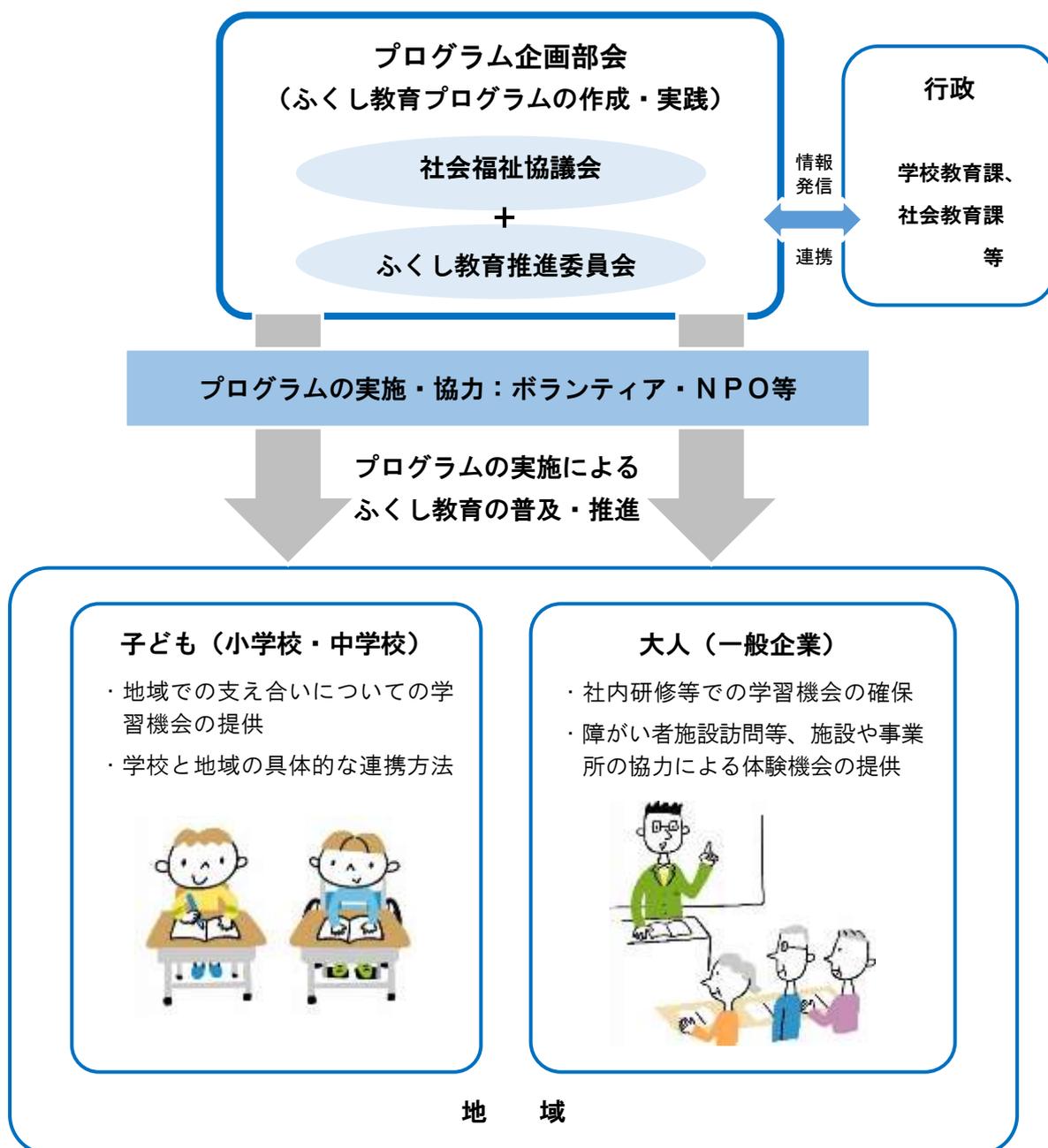
【プロジェクトロードマップ(案)】

項目	2019	2020	2021	2022	2023	2024以降
地域福祉・生活支援ネットワーク	実施に向けた検討	地域福祉・生活支援ネットワークの推進				
		課題やニーズに応じた新たな連携や対策の検討				
地域カフェの設置・運営	設置に向けた準備	地域カフェの実施				
		移動巡回相談の実施				
情報共有・発信	共有・発信方法の検討	情報共有・発信及び民生委員と地域との連携促進				
地域包括庁内推進会議	地域包括庁内推進会議の実施					

## (2) 佐世保“地域福祉教育”プロジェクト

子どもから大人まで、多様な人との出会いや交流から、生命を大切にし、他人への思いやりや感謝の気持ちをもつとともに、人間の生き方について学び、それぞれの立場や心情を思いやり、互いに支えあうことの素晴らしさにふれるような機会づくりを推進します。

### 【プロジェクトイメージ】



### 【プロジェクトの内容】

- これまでの事業内容を活かしながら、小・中学校で活用できるふくし教育プログラムを作成し、普及を図ります。（地域での支えあいを学ぶ、学校と地域をつなげるなど、具体的なプログラムの実践）
- 一般企業向けにふくし教育プログラムを作成し普及を図ります。（会社研修等で障がい者施設を訪問するなど、具体的なプログラムの実践）

### 【プロジェクト実施主体】

- ◇社会福祉協議会
- ◇ふくし教育推進委員会

### 【プロジェクトロードマップ(案)】

項目	2019	2020	2021	2022	2023	2024以降
小・中学生対象プログラムの作成・推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>プログラム作成</li> <li>モデル実施校の選出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施状況をふまえたプログラムの見直し</li> <li>モデル校でのプログラムの実施</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>実施校の拡大</li> </ul>	
社会人対象プログラムの作成・推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>実践事例の研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プログラム作成</li> <li>実施企業の募集</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>実施状況をふまえたプログラムの見直し</li> <li>企業でのプログラムの実施</li> </ul>		

### (3) 佐世保“安全・安心のまちづくり”プロジェクト

地区防災計画の中で、住民が主体となって地域の防災マップを作成することで、一人ひとりの防災・災害に関する認識や関心を高めるとともに、地域の連帯の深まりをめざします。

#### 【プロジェクトイメージ】

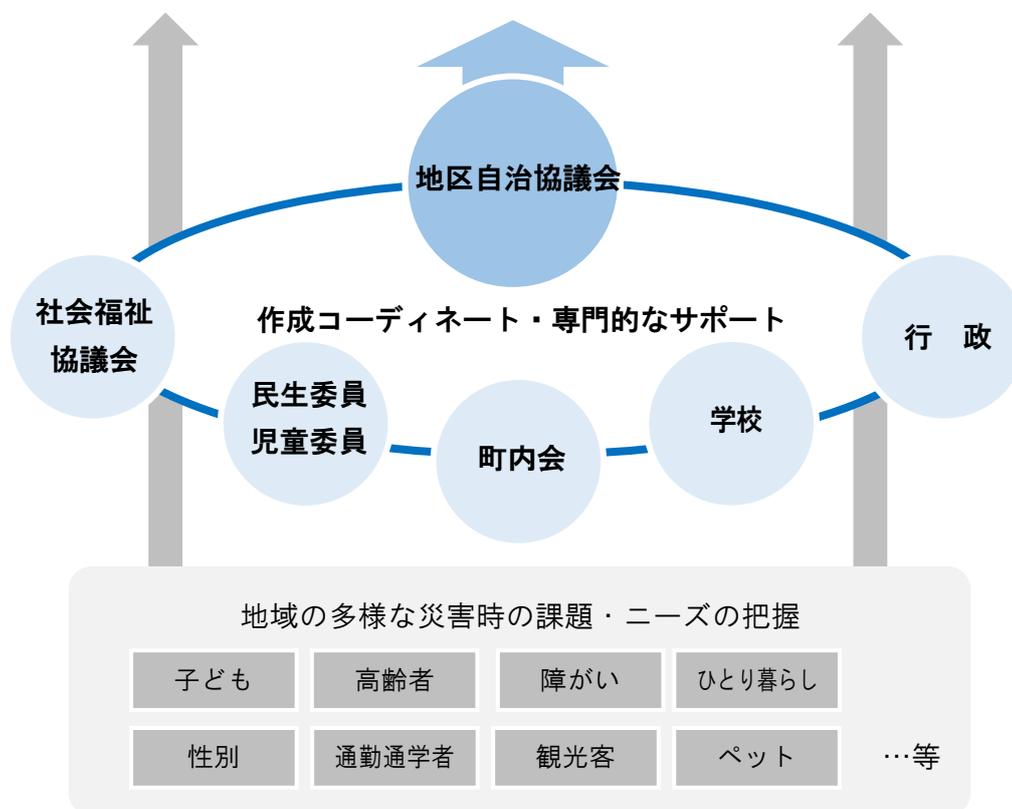
**「みんなで安心防災マップ」の作成**

- ・地域ごとに住民参加により作成
- ・多様な視点を反映する
- ・作成プロセスを防災意識向上の機会とする
- ・防災訓練等に活用できるものとする



#### 【地区防災計画の特徴】

- ① 地域の実情に即して考えるという密着性
- ③ みんなで力を合わせて展開するという連帯性
- ② 自発的に取り組むという率先性
- ④ 日常のコミュニティ活動として展開するという日常性



### 【プロジェクトの内容(案)】

- 各地区でそこに住まう住民が主体となって、防災マップを作成します。(避難所、避難経路、災害時の危険個所などの把握)
- 地域の身近なリスク等を知る機会として、将来的に各地区での防災訓練で活用を図ります。
- 災害が各地で発生する中、防災について地域住民が自分の事として考えるきっかけとなるよう、作成プロセス自体に重点を置くため、そのプロセスを検討し、地域での実践につなげます。

### 【プロジェクト実施主体】

- ◇地区自治協議会
- ◇防災危機管理局

### 【プロジェクトロードマップ(案)】

項目	2019	2020	2021	2022	2023	2024以降
防災マップづくり	モデル実施 地域の選出	作成 計画	住民参加によるマップ作成	マップ活用訓練等の実施		
	全地域への 働きかけ	全地域におけるマップ作成				

## 4. 施策の体系

### 基本目標1 地域の課題把握・解決のための仕組みづくり

～様々な課題に対応した相談体制・連携の充実～

1	地域の課題を把握する体制づくり
	(1) 身近に相談できる体制づくり
	(2) 民生委員・児童委員等の活動支援
2	課題を解決するための体制づくりと活動の促進
	(1) 地域福祉を推進する組織の基盤強化と活動支援
	(2) 多機関協働による地域の相談支援体制の構築
	(3) 課題解決に向けて”つながる”仕組みづくり
3	情報発信力の強化
	(1) 福祉サービス利用者の選択に役立つ情報提供
	(2) コミュニティソーシャルワークに対応した情報提供

### 基本目標2 地域における福祉活動の充実と人材育成

～様々な課題を解決できる地域力の強化～

1	住民による自主的な地域活動の推進
	(1) ふれあいいいききサロンの推進
	(2) 食を通じた地域活動の支援
	(3) 地域共生サロンの推進
	(4) コミュニティビジネスに関する研究
2	ボランティア・市民活動の推進
	(1) ボランティアセンター運営
	(2) ボランティア活動支援
	(3) 災害ボランティアネットワークの推進
	(4) 災害ボランティアに関する意識啓発
3	共に生きる地域づくりの推進
	(1) ふくし教育の実践
	(2) 地域福祉への意識啓発
	(3) 福祉活動プラザの運営

### 基本目標3 自立した生活を支える福祉サービスの展開

～様々な課題に対応した相談体制・連携の充実～

1	生活支援・自立支援等の取り組み
	(1) 佐世保市福祉資金貸付事業
	(2) 長崎県生活福祉資金貸付事業
	(3) 日常生活自立支援事業
	(4) 生活困窮者自立相談支援事業の推進
	(5) させば成年後見センター運営事業
2	緊急時や災害時に対応できる体制の充実
	(1) 緊急時・救急時に備える取り組み
	(2) 災害時避難行動要支援者支援事業の推進
	(3) 福祉避難所
3	社会福祉法人による公益的な取組みの充実
	(1) 地域公益事業への地域の福祉ニーズの反映



## 第4章 施策の展開

# 基本目標 1

## 地域の課題把握・解決のための仕組みづくり

### 1 地域の課題を把握する体制づくり

地域の課題を把握していくためには、相談窓口を設けるだけでなく、民生委員・児童委員等の活動による地域の中で相談しやすい体制の充実が必要となります。

また、福祉のまちづくりを推進するため、社会福祉協議会が有する機能やこれまで培ったノウハウを活かし、機能強化を図るとともに、現状を明らかにするための調査の実施や専門職自ら地域に出向き、ニーズの掘り起しを進めます。

さらに、地域組織だけでなく、行政や各種関係機関・団体等と連携・協力体制を構築し、課題把握に取り組みます。

#### (1) 身近に相談できる体制づくり

佐世保市	○地域包括支援センターにおいて、高齢者だけでなく障がい者等に関する相談にも対応できるようにするなど包括的な相談体制の構築を検討します。
社会福祉協議会	○ふれあいきいきサロンや地域の見守り活動など、住民にとって身近な場所で地域の課題を早期に発見できるよう、社協の地区担当職員が中心となりそれらの運営をバックアップし、関係機関・団体等との連携も図りながら、身近に相談できる体制づくりを推進します。

#### 【主な取り組み】

・地区担当職員による活動支援(ふれあいきいきサロン、見守り活動のバックアップなど)

## (2) 民生委員・児童委員等の活動支援

<b>佐 世 保 市</b>	<p>○民生委員・児童委員が行う日頃の地域での福祉活動を支えるため、必要な補助を行うなど積極的に支援します。(平成 28 年度一斉改選時の定数: 629 名)</p> <p>○民生委員・児童委員の活動について広く周知を図り、市民の理解を深めます。</p> <p>○誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けることができるよう、関係各課との連携のもと、民生委員・児童委員の活動に資する適時的確な情報提供に努めるとともに、民生委員児童委員協議会等と連携強化を図ります。</p> <p>○民生委員・児童委員の定数については、3 年に一度の一斉改選の際に見直しを行い、各地域の実情に応じた適正配置に努めます。また、担当地区についても、より効果的な地域福祉活動となるよう社会福祉協議会や地区自治協議会ほか関係団体と情報共有を図り、活動がしやすい環境整備に努めます。</p>
<p><b>〔主な取り組み〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員児童委員活動費補助事業</li> <li>・連絡調整会議及び各種研修会の開催</li> </ul>	
<b>社 会 福 祉 協 議 会</b>	<p>○民生委員・児童委員が抱える困難ケースに対して、民生委員児童委員協議会等からの要請に基づき定例会等への参加やケース検討会を開催するなど、必要に応じた支援を行います。</p>
<p><b>〔主な取り組み〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区定例会等への参加(事業の周知、説明)</li> <li>・相談対応のバックアップ(困難ケースへの対応など)</li> </ul>	

### 【達成目標・年次計画】

項目	実績 (2017)	2019	2020	2021	2022	2023
連絡調整会議 開催回数	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回
各種研修開催回数	2 回	3 回	2 回	2 回	3 回	2 回
全体研修満足度	81.2%	82.0%	84.0%	86.0%	88.0%	90.0%

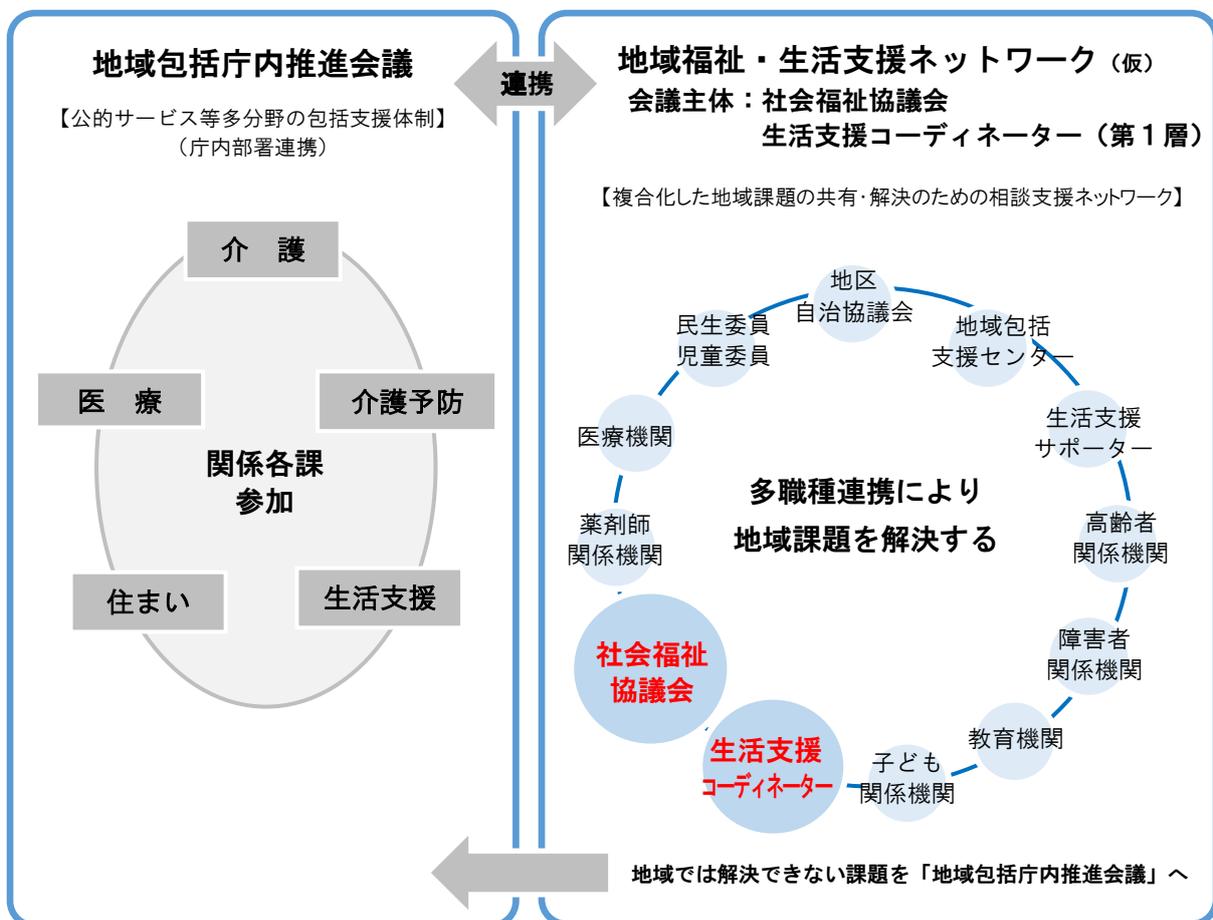
## 2 課題を解決するための体制づくりと活動の促進

地域福祉は、地域の住民自らが地域の課題の解決に向けて取り組むことが基本であり、福祉の視点を持った地域づくりを進めることが必要です。

地域コミュニティ活性化の推進母体である地区自治協議会において、地域の人と人のつながりを活かした自主的な福祉活動に取り組む体制づくりを推進します。あわせて、自主的な福祉活動が促進されるよう行政や社会福祉協議会等において下支えます。

また、地域の課題の解決には、地域住民だけでは解決できない課題もあるため、その課題を受け止め解決に向けて取り組む庁内連携体制を構築します。

### 【課題を解決するための体制イメージ】



- コミュニティソーシャルワークを軸とした支援に関する協議
  - 地域で実働する専門機関等がつながるためのネットワーク
  - 最終的に、住民に身近な地域での地域福祉活動に反映させていく
  - ※既存の会議体を活用または併合して効率的な開催をめざす
- 生活支援体制整備事業 第1層協議体と協同実施

**(1) 地域福祉を推進する組織の基盤強化と活動支援**

<b>佐世保市</b>	<p>○地域の实情に合った地域福祉の推進を図るため、福祉推進協議会(33 圏域)を地区自治協議会(27 圏域)へ再編合流し、地区自治協議会での地域福祉活動を実践します。また、地区自治協議会が行う、地域課題の解決に向けた地域住民が参加する自主的・主体的な活動について社会福祉協議会とともに支援します。</p> <p>○地域コミュニティの活動拠点である地区公民館をコミュニティセンター化し、地域づくりのための様々な活動に柔軟に運用できるよう整備します。また、地域活動に若い世代を誘引する仕掛けづくりや地域に潜在する個人の経験や能力を発揮できるよう、活動の場の創出に取り組み、地域をけん引するリーダーや役員、後継者の育成、人材発掘を行います。</p>
-------------	--

**〔主な取り組み〕**

- ・地区福祉推進協議会と地区自治協議会の再編合流
- ・地区公民館のコミュニティセンター化

<b>社会福祉協議会</b>	<p>○社会福祉協議会のサテライトとしての位置づけのもと、各地区の地域福祉活動を推進してきた福祉推進協議会の機能や役割は、地区自治協議会の「保健福祉部会等」が担っていくことを前提に、活動内容や圏域をはじめ、これからの組織のあり方など、関係機関・団体と十分な協議、検討を行いながら、再編・合流を進めます。</p> <p>○社会福祉協議会は、地区自治協議会の「保健福祉部会等」を小地域の福祉活動を推進する基礎組織と位置づけ、地域を基盤として実践される様々な活動の支援に取り組みます。また、「保健福祉部会等」の代表による連絡会を設置し、その事務局を担います。</p>
----------------	--

**〔主な取り組み〕**

- ・地区担当職員の配置による実践活動の連携・支援
- ・保健福祉部会等の代表による連絡会の設置・会議の開催、事務局としての活動推進
- ・保健福祉部会等の構成員を対象としたブロック別研修会の開催

**【達成目標・年次計画】**

項目	実績(2017)	2019	2020	2021	2022	2023
地区自治協議会との再編・合流	—	再編・合流作業			新体制による実践	
ブロック別研修会の開催	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回

## (2) 多機関協働による地域の相談支援体制の構築

<b>佐世保市</b>	<p>○複合的な課題を解決するため、社会福祉協議会及び生活支援コーディネーター（一層）を主体として「地域福祉・生活支援ネットワーク」を構築し、民生委員・児童委員や地区自治協議会など、地域を基盤とした組織、地域包括支援センターや医療・福祉機関、教育機関等、様々な機関との協働を推進します。</p> <p>○「要保護児童対策地域協議会（佐世保市子ども安心ネットワーク協議会）」において、関係機関との連携強化を図り、子どもと子育て家庭を包括的にサポートします。</p> <p>○「佐世保市在宅医療・介護連携サポートセンター」において、地域の医療・介護の関係団体の連携を推進します。また、在宅医療・介護サービスと福祉の連携強化を図り、住み慣れた地域で、誰もがニーズに合った支援を受けられる地域づくりを進めます。</p>
<b>社会福祉協議会</b>	<p>○相談に対応した支援においては、対象者の生活課題を包括的に把握し、その課題の解決を多職種・多機関との連携による支援を計画・実施することで、複雑な課題にも対応していきます。</p> <p>○地域の課題や地域の実践活動に関する情報を共有するとともに、課題の解決に向けた取り組みを検討するための協議の場を設けることで、地域で実働する専門機関や専門職によるネットワークを構築し、地域における相談支援の強化を図ります。</p>
<p><b>【主な取り組み】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連携によるケースカンファレンスの実施</li> <li>・地域福祉・生活支援ネットワークの構築</li> </ul>	

### 【達成目標・年次計画】

項目	実績 (2017)	2019	2020	2021	2022	2023
地域福祉・生活支援ネットワーク	—	実施に向けた検討	地域福祉・生活支援ネットワークの推進			

**(3) 課題解決に向けて”つながる”仕組みづくり**

<b>佐世保市</b>	<p>○地域共生社会をめざし、各分野横断した包括的支援体制の整備が重要であり、市民に分かりやすく、より効果的で効率的な体制づくりを検討します。</p> <p>○福祉のみならず、多分野の公的サービスの連携による包括的支援体制を構築するため、庁内部署がつながる「地域包括庁内推進会議」を開催します。会議では、各分野の業務内容の相互理解、地域課題の共有及び解決に向けた共通目標・方策の検討、効果的な連携のあり方について協議を行います。</p>
-------------	--

**〔主な取り組み〕**

- ・地域包括庁内推進会議の開催

<b>社会福祉協議会</b>	<p>○自治協議会 27 圏域で、世代を問わず、地域の住民誰もが、いつでも、気軽に立ち寄れる「場」として、地区公民館等に「地域カフェ」の設置を推進します。</p> <p>○地域の現場で活動する人や福祉・医療等の専門職が、地域課題を共有し、つながり、地域づくりの取り組みについて話し合う「ワールドカフェ」などの開催に取り組みます。</p> <p>○様々な課題を「我が事」として捉え、解決する意識や体制の構築をめざし、各事業における対象者への支援や情報共有の場づくりを行い、地域の中で課題に気づく力や解決する力を高めることにつなげます。</p>
----------------	--

**〔主な取り組み〕**

- ・「地域カフェ」の設置を推進
- ・「ワールドカフェ」等の開催

**【達成目標・年次計画】**

項目	実績 (2017)	2019	2020	2021	2022	2023
地域包括庁内推進会議の開催	—	年 2 回	年 2 回	年 2 回	年 2 回	年 2 回
地域カフェの設置・運営	—	実施に向けた検討	地域カフェの実施			

### 3 情報発信力の強化

市民が日常生活の中で、困りごとが生じたときに情報を入手しやすい環境づくりを進めます。

市や社会福祉協議会において、相談機関や窓口、サービスの情報を一体的に周知していくとともに、市民が必要としている情報のニーズ把握を行い、対象者に応じた媒体・手段による情報発信を行います。

(1)福祉サービス利用者の選択に役立つ情報提供	
<b>佐世保市</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報を発信するだけでなく、「情報の受け手に配慮した方法で提供」する必要があることから、情報提供について「情報バリアフリー」の啓発・理解の促進を図ります。</li> <li>○行政の取り組みだけでなく民間の活動を含め、市民が必要とする情報が分かりやすく得られるよう、情報の充実を図ります。</li> </ul>
<b>社会福祉協議会</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内の福祉に関する社会資源の情報を把握し、インターネット上で発信する「くらしに役立つ情報ガイド」を定期的に更新するとともに、新たな情報を把握して掲載し、利用者が必要な情報にアクセスできるよう充実を図ります。</li> <li>○生活の困りごとや提供してほしい情報について、閲覧者から問い合わせができるシステムを構築し、市民のニーズに対応した情報提供に努めます。</li> </ul>
<p><b>【主な取り組み】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フォーマル・インフォーマルサービスの情報をホームページに掲載</li> <li>・最新の情報を提供するための情報更新</li> <li>・閲覧者から問合せができるシステムの構築</li> </ul>	

#### 【達成目標・年次計画】

項目	実績 (2017)	2019	2020	2021	2022	2023
インフォーマルサービス 新規情報掲載数	28件	5件	5件	5件	5件	5件
くらしに役立つ情報ガイドのアクセス件数	10,594件	10,700件	10,800件	10,900件	11,000件	11,100件

(2)コミュニティソーシャルワークに対応した情報提供	
<b>社会福祉協議会</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民が必要としているサービスを把握するため、地域で開催している会議等で出た意見を集約するほか、「くらしに役立つ情報ガイド」において、市民からの情報を把握するためのシステムを構築し、適切な情報提供につなげます。</li> <li>○住み慣れた地域で暮らしていけるための体制づくりを実現するため、佐世保市と連携し、フォーマルサービス・インフォーマルサービスに関する情報提供の充実を図ります。</li> </ul>
<p><b>【主な取り組み】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が必要とする情報ニーズの把握、提供</li> </ul>	

## 基本目標 2

### 地域における福祉活動の充実と人材育成

#### 1 住民による自主的な地域活動の推進

住民同士が気軽に集い日常的に交流できるよう、身近な地域での交流拠点を構築し、地域のボランティアによるレクリエーションなどの活動を推進します。

住民同士の交流において、地域での催しなどは重要な機会であることから、主体となる団体・ボランティアの育成支援、活動支援に取り組みます。

また、地域住民自らが自由な発想で魅力的な地域活動を行うことが、地域の課題を解決できる地域力の強化につながると期待されるため、先駆的な取り組みなどについて研究検討します。

##### (1) ふれあいいきいきサロンの推進

###### 社会福祉協議会

- サロンを設置・運営する際の支援として、プログラムの企画、レクリエーションの実施、遊具の貸出など、初期活動に対する財政的援助等を行います。
- 運営の中心的役割を担うボランティアを育成・支援するために、サロンリーダーを対象とした研修会や情報交換会、ボランティア講座等を開催します。
- 地域で継続したサロン活動が実施されるよう、関係機関・団体やボランティアグループ、企業などと連携した支援に取り組み、その連絡調整を行います。

##### 【主な取り組み】

- ・レクリエーションの実施、遊具の貸出など、初期活動に対する財政的援助等による運営支援
- ・サロンリーダー及びボランティアの支援・育成(いきいきサロンリーダー研修会等の開催)
- ・いきいきサロン活動の周知、事業説明等による開設支援
- ・関係機関、企業の情報収集、連絡調整

##### 【達成目標・年次計画】

項目	実績 (2017)	2019	2020	2021	2022	2023
いきいきサロン 設置か所数	163 か所	220 か所	240 か所	260 か所	280 か所	300 か所
いきいきサロン 研修会等の開催 回数	年 1 回 (3 か所)	年 1 回 (5 か所)				

## (2) 食を通じた地域活動の支援

<b>佐世保市</b>	<p>○行政の取り組みだけではなく、民間の活動を含め、必要とする情報がわかりやすく得られるよう取り組みます。</p> <p>○民間が実施している活動(地域資源)について、民間と行政、又は民間同士をつなぐ働きかけを行い活動の活性化を図ります。</p> <p>○「ながさき子ども食堂ネットワーク」との連携や情報交換・共有を図ります。</p>
<b>社会福祉協議会</b>	<p>○食事サービスグループに活動実績に応じた助成を行います。また、食事の提供が充実されるよう、ボランティアを対象とした料理教室を実施します。</p> <p>○ボランティアセンターで実施するボランティア講座等を通じて、ボランティアの養成やそのマッチングに努めます。</p> <p>○近年広がりを見せている子ども食堂の活動に対し、市民や企業への広報活動や食材提供企業との連絡調整等による支援を検討し、食事の提供を通じた交流活動を推進します。</p>
<p><b>【主な取り組み】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食事サービスグループへの活動実績に応じた助成金の交付</li> <li>・ボランティアを対象とした料理教室の実施</li> <li>・子ども食堂など食を通じた交流活動への支援(市民や企業への広報、協力企業との連絡調整など)</li> </ul>	

### 【達成目標・年次計画】

項目	実績 (2017)	2019	2020	2021	2022	2023
料理教室等研修会の開催	年1回 (5か所)	年1回 (5か所)	年1回 (5か所)	年1回 (5か所)	年1回 (5か所)	年1回 (5か所)
協力企業の新規開拓	—	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

### (3) 地域共生サロンの推進

<b>佐 世 保 市</b>	○地区公民館等の運営を通じて、住民同士が交流できる場の確保や居場所づくりを行います。
<b>社 会 福 祉 協 議</b>	○現在開設されているいきいきサロンに、対象を定めず誰もが参加できる内容や運営形態による実施をはたらきかけ、「地域共生サロン」の開設を推進します。 ○社会福祉法人が運営する施設や地区公民館等を活用し、年齢や障がいの有無にかかわらず誰でも利用することができる交流拠点づくりを推進します。 ○ボランティア等による運営ができるようその担い手となる人材の発掘・マッチングを行います。
<b>【主な取り組み】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存のいきいきサロンへの事業周知、開設アプローチ</li> <li>・社会福祉法人等への事業説明や協力依頼、マッチング、広報</li> <li>・活動の周知（広報紙、ホームページ、のぼり作成等）</li> </ul>	

#### 【達成目標・年次計画】

項 目	実績 (2017)	2019	2020	2021	2022	2023
地域共生サロン 設置か所数	10 か所	20 か所	25 か所	30 か所	35 か所	40 か所

#### (4)コミュニティビジネスに関する研究

<b>佐世保市</b>	○地域住民のアイデアで魅力的な地域活動を行うことができるよう、先駆的な取り組みなどについて研究検討します。
<b>社会福祉協議会</b>	○高齢者・障がい者の介護・福祉から、子育て支援、まちづくりなど、多種多様な社会課題が顕在化しています。このような地域社会の課題解決に向けて、住民、NPO、企業など、様々な主体が協力し、新しいアイデアを取り入れながら実践していくことが求められます。 ○地域の資源を活かしながら、地域課題の解決にビジネスの手法を用いて取り組む「コミュニティビジネス」について研究し、福祉分野における地域密着型の活動創出と地域コミュニティの活性化につなげます。
<b>〔主な取り組み〕</b> ・ソーシャルファームや農福連携に関する先行事例の研究	

## 2 ボランティア・市民活動の推進

市民に対してボランティア・市民活動に参加するきっかけを提供し、ボランティア等の養成と活動支援を充実します。特に、個人の資格や特技を活かせるようなコーディネートを行うとともに、若年層や子育て世代、退職前後世代などに対する、多様なアプローチを充実し、新たな参加を推進します。

(1) ボランティアセンター運営	
<b>社会福祉協議会</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティア活動に関する情報を広く広報するとともに、ボランティア活動希望者には、ボランティアに関する情報をメールやホームページ等を活用して迅速に提供します。</li> <li>○活動依頼件数を向上させるため、地域住民、関係機関・団体等との協力・連携を通じて、依頼者のニーズを的確に把握し、ボランティア活動希望者とのマッチングにつなげます。</li> <li>○ボランティアセンターの周知を通して情報・課題を収集し、ニーズに応じたボランティア活動の促進、新たな活動者の発掘に努めます。</li> </ul>
<b>【主な取り組み】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアに関する相談対応</li> <li>・ボランティア活動希望者とニーズとのマッチング</li> <li>・ホームページ等によるボランティア情報の発信</li> <li>・ボランティア広報紙の発行</li> </ul>	

### 【達成目標・年次計画】

項目	実績 (2017)	2019	2020	2021	2022	2023
ボランティア活動 依頼件数	124 件	130 件	140 件	150 件	160 件	170 件
ボランティア活動希望 新規登録者数 (累計)	50 名	40 名 (40 名)	40 名 (80 名)	40 名 (120 名)	40 名 (160 名)	40 名 (200 名)
ボランティア マッチング率 (活動提供件数/ 活動依頼件数)	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%

(2) ボランティア活動支援

<b>佐世保市</b>	<p>○ボランティアセンターと連携して地域住民のボランティア活動やNPO活動に対する理解や知識を深めるため、研修・イベント・活動内容のPR等を行います。</p>
<p><b>〔主な取り組み〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアセンターと共催で、市民公益活動を行っている団体・個人に対する研修の開催</li> <li>・「市民協働交流月間」等の開催</li> </ul>	
<b>社会福祉協議会</b>	<p>○個人ボランティアを対象とした実践講座を実施するほか、ボランティア活動に参加するきっかけとなる入門的な講座を地域で実施し、ボランティア活動の促進と新たな活動者の発掘に努めます。</p> <p>○いきいきサロンや食事サービスをはじめ、地域のボランティア活動に関するニーズを提供し、活動につなげていけるよう取り組みます。</p> <p>○生活支援体制整備事業と連携するなど、地域での生活支援に関するボランティア活動者の養成・発掘を推進します。</p> <p>○登録1年以上のボランティアグループが実施する研修会の経費や県内外で開催される研修会参加費の一部を補助するボランティア研修費補助事業を継続し、活動支援を行います。</p> <p>○ボランティア活動の啓発及びボランティアセンターの周知のため、企業、各種団体等に出前講座を実施します。</p>
<p><b>〔主な取り組み〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種ボランティア講座及び研修会の開催</li> <li>・登録ボランティアグループへの研修費補助</li> <li>・ボランティア出前講座の実施</li> </ul>	

【達成目標・年次計画】

項目	実績 (2017)	2019	2020	2021	2022	2023
ボランティア入門講座の開催(累計)	年2回	年2回 (2回)	年2回 (4回)	年2回 (6回)	年2回 (8回)	年2回 (10回)
ボランティア実践講座の開催(累計)	年1回	年4回 (4回)	年4回 (8回)	年4回 (12回)	年4回 (16回)	年4回 (20回)
ボランティア・NPO 研修開催回数(累計)	年1回	年1回 (1回)	年1回 (2回)	年1回 (3回)	年1回 (4回)	年1回 (5回)
ボランティア出前講座の開催(累計)	—	2か所 (2か所)	2か所 (4か所)	2か所 (6か所)	2か所 (8か所)	2か所 (10か所)

### (3) 災害ボランティアネットワークの推進

社会福祉協議会

- 災害時に被災者へのボランティア支援活動を行う関係機関や団体が、発災時に効果的な支援活動ができる体制を構築するため「佐世保市災害ボランティアネットワーク連絡協議会」を引き続き設置・運営し、日頃から防災及び減災に関する普及啓発活動や情報交換、情報共有を通じた「顔の見える関係」づくりに取り組みます。
- 市総合防災訓練における「災害ボランティアセンター」設置運営訓練のほか、「佐世保市災害ボランティアネットワーク連絡協議会」と連携し、より実践的な訓練や取り組みを計画的に展開します。

#### 【主な取り組み】

- ・佐世保市災害ボランティアネットワーク連絡協議会の運営（連絡会議の開催）
- ・市総合防災訓練への参加
- ・災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施

#### 【達成目標・年次計画】

項目	実績 (2017)	2019	2020	2021	2022	2023
連絡会議の開催	年 3 回	年 3 回	年 3 回	年 3 回	年 3 回	年 3 回
災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施	年 1 回	年 1 回	年 2 回	年 2 回	年 2 回	年 2 回

#### (4) 災害ボランティアに関する意識啓発

社会福祉協議会

- 市民に対して、「災害ボランティア」や「災害に強い地域づくり」等に関する講演会等を開催し、防災意識の高揚を図ります。
- 地域住民が、災害ボランティアセンター設置運営訓練に参加する機会を設け、災害ボランティアに対する意識の向上を図ります。実施については、地区自治協議会による取り組みと連携を図ります。

#### 【主な取り組み】

- ・災害ボランティア講演会等の開催
- ・地区自治協議会と連携した災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施
- ・ホームページ及び広報紙による情報発信

#### 【達成目標・年次計画】

項目	実績 (2017)	2019	2020	2021	2022	2023
災害ボランティアに関する研修会等の開催	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
災害ボランティアセンター設置運営訓練実施地区数(自治協との連携)	—	—	1地区	2地区	2地区	2地区

### 3 共に生きる地域づくりの推進

子どもの頃からお互いに思いやり、認め合う心を育むために、学校教育や生涯学習と連携した福祉教育を推進するとともに、企業や若い世代に対するアプローチを工夫して福祉意識の醸成を図り、地域福祉活動の担い手として育成することで、地域の活性化を推進します。

また、市民誰もがお互いに理解を深め認め合い、地域で共に暮らしていけるよう、ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの考え方の普及・啓発を図ります。

#### (1)ふくし教育の実践

##### 社会福祉協議会

- 地域を基盤としたふくし教育を推進するため、その担い手となる地域の関係団体や構成員を対象としたふくし教育の実践に取り組みます。また、地域住民には、地域の課題に応じた継続的なプログラムに取り組みます。
- 社会福祉協議会と連携したふくし教育を実践する学校を増やすため、これまで実践してきたプログラム事例をまとめ、教育委員会や学校などに周知します。また、福祉や教育の関係機関、ボランティアグループとの連携強化を図り、様々な講師を学校へ派遣できる体制づくりを行います。
- 発達段階に応じたふくし教育を検討し、小・中・高・大学それぞれの段階で有効なプログラムを研究します。また、企業におけるふくし教育の実践を進め、企業が従業員の地域貢献を促すなど、ボランティア意識の高揚を図ります。
- ふくし教育プログラムの検証は、実施前後の意識の変化を可視化するなど、様々な視点による方法を検討し、他地区の取り組みと情報共有を図りながらプログラムの浸透に努めます。

#### 【主な取り組み】

- ・地域の関係団体や構成員を対象としたふくし教育の実践
- ・地域住民を対象としたふくし教育の実践
- ・学校や企業と連携したふくし教育実践
- ・市民を対象としたふくし教育推進フォーラムの開催
- ・ふくし教育推進委員会の開催

#### 【達成目標・年次計画】

項目	実績 (2017)	2019	2020	2021	2022	2023
学校と連携したふくし教育の実践	12校	18校	20校	22校	24校	26校
企業と連携したふくし教育の実践	—	—	1か所	1か所	1か所	1か所

## (2) 地域福祉への意識啓発

社会  
福祉  
協議  
会

- 「共に生きる地域」づくりに向けた意識醸成を行うため、市民に地域福祉に関する講演会を実施し、広く参加を呼びかけます。
- 「地域の課題は地域で解決する」意識づくりを進めるため、「地域福祉ガイドブック(仮称)」を作成し、地域の団体や企業、学校などに出向いて講座を実施します。

### 【主な取り組み】

- ・地域福祉講演会の実施
- ・地域福祉ガイドブック(仮称)の作成
- ・地域福祉に関する出前講座の実施

### 【達成目標・年次計画】

項目	実績 (2017)	2019	2020	2021	2022	2023
地域福祉講演会の 実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回
地域福祉に関する 出前講座の実施	—	—	1回	3回	5回	5回

### (3) 福祉活動プラザの運営

佐  
世  
保  
市

- 福祉活動の拠点として、福祉活動プラザを運営します。
- 障がい等により福祉的支援が必要な組織(福祉系団体)の活動を支援します。特に、団体の会員・賛助会員の加入促進の取り組みを支援することで組織力の強化を図ります。
- 福祉活動プラザにおいて、福祉に関する研修会や講演会、体験講座等を企画・開催するなどして、学ぶ場の提供による人材育成や啓発活動を行います。
- 市民の福祉に関する理解が深まるように、情報を効果的に発信する仕組みづくりや、情報を市民が入手しやすい環境(インターネットを活用した情報発信や福祉情報コーナーの整備等)を整備します。

#### 【主な取り組み】

- ・福祉活動プラザの管理運営      ・福祉系団体及びその活動に対する支援
- ・福祉的支援が必要な人を支える人材育成      ・市民を対象とした福祉に関する意識醸成、啓発活動

#### 【達成目標・年次計画】

項目	実績 (2017)	2019	2020	2021	2022	2023
会議室等の 利用人数	11,787 人	12,200 人	12,400 人	12,600 人	12,800 人	13,000 人

# 基本目標 3

## 自立した生活を支える福祉サービスの展開

### 1 生活支援・自立支援等の取り組み

経済的自立や生活意欲の助長促進のための資金貸付制度の普及・活用により、低所得世帯・高齢者世帯・障がい者世帯が安定した生活を送ることができるよう支援します。

また、適切なサービス提供・利用が進むよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及・活用など、判断能力が不十分な人たちの権利を擁護する仕組みの普及と活用に努めます。

#### (1) 佐世保市福祉資金貸付事業

社会福祉協議会

- 生活困窮者世帯に対する金銭的支援(一時的な資金貸付)を行います。また、行政や民生委員・児童委員等との連携のほか、生活困窮者自立促進関連事業と調整を図り、相談者が抱えるニーズの解決に向けた支援を行います。
- 貸付から返済完了までの期間において、関係する事業や機関並びに民生委員・児童委員と連携し、対象者の課題や生活状況の把握に努めます。また、必要に応じて生活困窮者自立支援事業や日常生活自立支援事業等、他事業・他機関と連携し、対象者の自立に向けた支援を行います。

#### 【主な取り組み】

- ・相談対応と生活困窮の状態に応じた資金貸付
- ・生活困窮者自立相談支援事業と連携した支援
- ・民生委員・児童委員並びに関係機関との連携
- ・制度の周知(ホームページ)

## (2)長崎県生活福祉資金貸付事業

社会福祉協議会

- 県社協の制度を活用し、低所得世帯や高齢者世帯・障がい者世帯に対する金銭的支援(生活資金貸付)が行われるよう、相談対応と借入申請の支援を行います。
- 低所得者世帯等の経済的課題にかかる相談業務をもとに、行政や民生委員・児童委員等との連携のほか、生活困窮者自立促進関連事業と調整を図り、相談者が抱えるニーズの解決に向けた支援を行います。
- 貸付から返済完了までの期間において、関係する事業や機関並びに民生委員・児童委員と連携し、対象者の課題や生活状況の把握に努めます。また、必要に応じて生活困窮者自立支援事業や日常生活自立支援事業等、他事業・他機関と連携し、対象者の自立に向けた支援を行います。

### 【主な取り組み】

- ・相談対応と生活困窮の状態に応じた資金貸付
- ・生活困窮者自立相談支援事業と連携した支援
- ・民生委員・児童委員並びに関係機関との連携
- ・制度の周知(ホームページ・広報誌)

### (3) 日常生活自立支援事業

#### 社会福祉協議会

- 関係機関との情報共有を図り、連携して課題解決に向けた相談及び各種支援を行います。また、居宅介護支援事業所や相談支援事業所が開催するケア会議等において、情報共有や支援内容の検討を行い、連携した支援を行います。
- 新たな制度や対象者自身の理解のほか、対人援助技術を習得できる研修を実施するなど、専門員や生活支援員のスキルアップの向上及び支援内容の充実に努めます。
- 日常生活支援事業については、年々利用者数は増加しており、今後も増加することが見込まれることから、生活支援員養成講座を開催し、生活支援員の確保と活用に取り組むなど、支援体制の強化に努めます。
- 事業対象者に対して、事業内容の周知・徹底を図るため、支援機関をはじめとした関係機関への広報の活動に力を入れます。

#### 【主な取り組み】

- ・生活支援員スキルアップ研修会の実施
- ・生活支援員フォローアップ研修会の実施
- ・制度の周知(広報誌・ホームページでの掲載、パンフレットの配布)

#### 【達成目標・年次計画】

項目	実績 (2017)	2019	2020	2021	2022	2023
スキルアップ研修の 開催(累計)	年4回 ※目標3回	年3回 (3回)	年3回 (6回)	年3回 (9回)	年3回 (12回)	年3回 (15回)
フォローアップ研修の 開催(累計)	—	年1回 (1回)	年1回 (2回)	年1回 (3回)	年1回 (4回)	年1回 (5回)
生活支援員数 雇用者数	12人	14人	16人	18人	20人	22人
生活支援員 養成講座開催	—	年1回	—	—	—	年1回

#### 【参考】

	実績 (2017)	2019	2020	2021	2022	2023
利用者数(予測)	160人	190人	205人	220人	235人	250人

#### (4)生活困窮者自立相談支援事業の推進

<b>佐世保市</b>	<p>○生活に困窮する方が抱える問題の早期発見に努め、問題がより複雑化・深刻化する前に適切な支援ができるよう、待ちの姿勢ではなく、積極的に地域社会に出向き(アウトリーチ)、問題解決に向けた支援を行います。</p> <p>○生活に困窮する方への効果的な支援を行います。</p> <p>直ちに就労が難しい方に対しては、就労体験や生活習慣の改善の支援(就労準備支援事業)を行うとともに、自ら家計の状況を把握することが難しい方に対しては、家計の見直しなど、生活の再生に向けた支援(家計改善支援事業)を行います。また、各種支援を組み合わせることによって、収支のバランスを踏まえたいうでの就労支援が可能になるなど、効果的な一体的支援の取り組みを行います。</p>
-------------	---

##### 【主な取り組み】

- ・生活困窮者自立支援事業
- ・自立相談支援、就労準備支援及び家計改善支援の一体的な取り組み

<b>社会福祉協議会</b>	<p>○生活に困窮する方が経済的困窮や社会的孤立から脱却することを目的として、参加と自立を促進するため関係機関との連携を図り、生活困窮者の把握、相談窓口の設置、自立支援計画の策定など、必要な取り組みを行います。</p> <p>○他機関と連携し、課題について多角的な視点で対応するとともに、それぞれの機関の特性や強みを活かした支援を実施します。そして、地域と連携した支援を行い、地域の福祉力の向上に努めます。また、ケースにより、社会福祉協議会の他事業と調整のほか、ケース会議において情報交換を行います。</p> <p>○公金の徴収部門や公共料金窓口との連携強化を図り、滞納者への生活困窮者自立相談支援事業の紹介により、生活困窮者の早期発見・早期対応の取り組みを進めます。</p> <p>○今後も相談者が活動による喜びや満足感、自信を得られるよう、自立のきっかけづくりを目的とした居場所活動「ゆ〜らり」を実施します。</p>
----------------	--

##### 【主な取り組み】

- ・関係機関、地域住民への周知(事業説明会、広報紙、ホームページ等)
- ・出張相談会の実施
- ・個別ケースを通じた、地域づくりの推進
- ・家計改善支援事業と就労準備支援事業の実施に向けた検討

##### 【達成目標・年次計画】

項目	実績 (2017)	2019	2020	2021	2022	2023
新規相談受付件数	748件	670件	680件	690件	700件	710件
プラン作成件数	112件	100件	110件	120件	130件	140件

### (5) させぼ成年後見センター運営事業

社会福祉協議会

- 平成 26 歳年度にさせぼ成年後見センターを開所して法人後見に取り組み、受任件数は年々増加しています。受任件数の増加に合わせ、後見支援員の確保やスキルアップに努め、成年後見センターの支援体制を強化につなげます。
- 後見支援員は、日常生活自立支援事業の生活支援員としての経験があり、適任と思われる方を採用します。専門員や後見支援員のスキルアップは、日常生活自立支援事業と一体的に研修を行い、専門的な知識や技術の習得をめざします。
- 市民や関係機関が、成年後見制度の申立て手続き等の詳細な内容についての理解を深めるにあたり、相談ができる窓口として活用されるよう、市民や関係機関に広く周知します。

#### 【主な取り組み】

- ・後見支援員スキルアップ研修会の実施
- ・成年後見センターの周知(広報誌、ホームページでの掲載、パンフレット活用)

#### 【達成目標・年次計画】

項目	実績 (2017)	2019	2020	2021	2022	2023
後見支援員数 雇用者数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
スキルアップ研修の 開催(累計)	年2回	年3回 (3回)	年3回 (6回)	年3回 (9回)	年3回 (12回)	年3回 (15回)

## 2 緊急時や災害時に対応できる体制の充実

緊急時や災害時に対応するため、市民自らが備える仕組みや民間企業等が協力した活動について推進します。

また、災害時に手助けが必要な人への対応や地域における取組を推進します。

### (1) 緊急時・救急時に備える取り組み

佐世保市

- 緊急時・救急時の備えとして、緊急時連絡カードを配布します。
  - ・緊急時連絡カードは、事故や災害などで、突然、情報伝達が困難な状態となった場合に、自分の名前や家族の連絡先、かかりつけの病院などの情報が一目でわかるようにしておくものです
- 緊急時・救急時の備えとして、救急医療情報キットを配布します
  - ・救急医療情報キットは、緊急情報(かかりつけ医療機関、服薬情報、緊急連絡先、持病などを記入した用紙)をケースに入れ、自宅の冷蔵庫に保管することにより、救急隊員や受け入れ医療機関等に迅速に情報を伝達し、適切な処置が行われるようにしておくものです。
- ※保健福祉センター、各支所などで配布いたします。また、佐世保市ホームページからもダウンロードできます。
- 民間企業等が地域において通常行っている業務の中で、市民の異変を発見した場合、その情報を行政に知らせる官民連携の取り組みを推進します。今後、締結する事業者のさらなる増加を図ります。

#### 【主な取り組み】

- ・緊急時連絡カードの配布
- ・救急医療情報キットの配布
- ・地域見守りネットワーク協定の締結による企業との連携

#### 【達成目標・年次計画】

項目	実績 (2017)	2019	2020	2021	2022	2023
緊急時連絡カード 配布数	1,560	1,600	1,800	2,000	2,000	2,000
救急医療情報キット 配布数	1,795	2,000	2,500	3,000	3,000	3,000
地域見守り ネットワーク 協定締結数	14	14	15	15	16	16

## (2) 災害時避難行動要支援者支援事業の推進

佐  
世  
保  
市

- 災害対策基本法に基づき、災害時に避難支援を必要とする避難行動要支援者の名簿を作成し、災害時及び災害発生の恐れがある際の要支援者の避難支援対応に備えます。
- 避難行動要支援者名簿対象者のうち、本人の同意があるものについて、避難支援関係者（警察、消防、民生委員、町内会等）へ名簿の配付を行い、日頃からの見守り活動を充実します。
- 名簿について、随時、対象者の更新を行うなど、適正な管理・運用に努めます。また、避難支援関係者に対する名簿の提供についても、定期的に、更新・配付を行います。
- 対象者個々への支援体制等について、防災危機管理局とともに、地区自治協議会など町内会関係者との協議連携を図ります。

### 【主な取り組み】

- ・避難行動要支援者名簿の作成
- ・避難支援関係者への情報提供に関する名簿対象者の同意（意思）確認
- ・避難行動要支援者名簿（同意者分）の避難支援関係者への配付

### 【達成目標・年次計画】

項目	実績 (2017)	2019	2020	2021	2022	2023
地区自治協議会加入町内会等（全 586 団体）への名簿配付率	25.1%	50.0%	75.0%	85.0%	95.0%	100.0%

### (3)福祉避難所

佐  
世  
保  
市

○災害時及び災害発生の恐れがある場合に、一般の避難所での生活が困難と判断される避難者に対応するため、あらかじめ老人福祉施設や障がい者支援施設等と福祉避難所協定を結ぶことで要配慮者の受け入れ対応などの支援体制の整備に努めます。

○福祉避難所協定施設と連携し、迅速かつ円滑な福祉避難所設置を行います。

※参考

・福祉避難所協定締結(平成30年10月17日現在)

・施設数:42施設、受け入れ可能人数:319人

#### 【主な取り組み】

- ・災害時における福祉避難所開設と要配慮者の受け入れ対応
- ・福祉避難所に関する市民及び関係者への適切な周知

#### 【達成目標・年次計画】

項目	実績 (2017)	2019	2020	2021	2022	2023
福祉避難所 開設訓練・研修会 実施回数	4回	3回	3回	4回	4回	4回

### 3 社会福祉法人による公益的な取組みの充実

社会福祉法人は、地域の関係機関との連携や役割分担を図りながら、新たな地域の福祉ニーズに対して積極的に対応していくことが求められています。

社会福祉法人が地域で公益的な取組みを行う際に、円滑に地域の福祉ニーズを把握できるよう協力し、地域の福祉サービスの充実を図ります。

#### (1) 地域公益事業への地域の福祉ニーズの反映

佐  
世  
保  
市

○社会福祉法人が社会福祉充実財産を活用して地域公益事業を行う場合に、事業の内容及び事業区域における需要について地域住民等の意見を聴く場を設けることで、地域の福祉サービスの充実を図ります。

#### 〔主な取組み〕

・地域福祉計画推進委員会での意見聴取による福祉ニーズの把握(地域協議会機能)

## 第5章 計画の推進

# 1. 進行管理

本計画は第2期計画をふまえ、佐世保市の「地域福祉計画」と佐世保市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に策定したものです。そのため、佐世保市と佐世保市社会福祉協議会は今後も密な連携を図りながら、計画を推進していきます。

計画の進行管理にあたっては、佐世保市が設置する地域福祉計画推進委員会において、指標等を用いて計画の達成状況や進捗管理、取組みの効果などについて点検・評価を行います。地域福祉計画推進委員会の評価は、次年度以降の施策や取組みへ反映させていく必要があることから、毎年実施していくこととします。

また、地域福祉計画推進委員会は、年度ごとの点検・評価結果等で得られた結果をふまえ、次期計画における内容について検討を行うなど、策定にも参画することとします。

なお、本計画の性質上、地域福祉計画推進委員会の事務局は、佐世保市と社会福祉協議会の共同で担うこととします。

# 2. 推進体制

## (1) 市民の参画・協働と各推進主体との連携

地域福祉活動の主役は、地域で生活している住民一人ひとりです。住み慣れた地域でいつまでも安心して、安全に住み続けることができる、佐世保市を実現させるためには、身近な地域で市民の主体的な福祉活動が展開されるとともに、地域住民と佐世保市、佐世保市社会福祉協議会をはじめ、関係機関による協働の取組みが必要になります。

社会福祉法では、地域福祉の推進の役割を担うものとして、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が示されています。具体的には、市民、町内会、民生委員児童委員協議会、ボランティア・NPO団体、佐世保市社会福祉協議会、佐世保市などが主体として、相互に協力し合い、身近な地域における福祉活動に取り組みます。

## (2) 各主体の果たす役割

### ①市民に期待される役割

地域福祉を推進していくためには、市民が積極的に地域福祉活動に参画していくことが重要です。また、地域での助け合い、支え合いの関係をつくっていくとともに、地域課題を自らの問題として受け止め、地域福祉の担い手として、自ら隣近所とのあいさつから、助け合い・支え合い等の地域活動に積極的かつ主体的に参加するなど、自分がすぐにでも取り組めることから、具体的な地域福祉活動へつなげていく必要があります。

そのため、各種研修や講座、「地域づくりカフェ」などの地域の集まり、地域活動、ボランティア活動に積極的に参加することが期待されます。

## ②各種団体等に期待される役割

各種団体の活動をもとに、地域における福祉活動の充実が図られています。

主な団体については、市民が具体的な活動への第一歩を踏み出すきっかけづくりとしての役割が期待されます。そのため、市民への積極的な情報発信を行うとともに、地区自治協議会や町内会をはじめ、行政及び社会福祉協議会との一層の連携が期待されます。

### ■主な団体と役割

<p><b>地区自治協議会</b></p> <p>町内会を中心に地域コミュニティの維持、再構築もしくは形成、地域課題の解決又は地域の活性化に取り組むことを基本として設置された団体</p>	<p><b>町内会</b></p> <p>一定の区域に居住する者の地縁に基づいて形成された団体又は自治活動を行っていると認められる集合住宅の管理組合</p>	<p><b>民生委員・児童委員</b></p> <p>民生委員は、それぞれの地域において、社会福祉の増進に努める人であり、「児童委員」を兼ねる（児童委員は、子どもたちを見守り、子育ての不安や相談・支援等を行う）</p>	<p><b>生活支援コーディネーター</b></p> <p>地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人</p>	
<p><b>NPO法人</b></p> <p>営利を目的としない組織であり、市民活動が法人化したもの</p>	<p><b>ボランティア</b></p> <p>自発的な意志に基づき他人や社会に貢献する人や団体</p>	<p><b>協定締結企業</b></p> <p>市と協定締結し地域の見守り活動や災害時対応等を行う民間企業</p>	<p><b>事業所</b></p> <p>事業活動を目的とした組織</p>	<p><b>専門職</b></p> <p>専門分野での豊富な知見に基づき専門知識を有する職種の人や組織</p>

## ③行政の役割

佐世保市には地域福祉の推進にあたり、本計画の基本理念及び基本目標の達成をめざし、福祉施策を効率的・効果的かつ総合的に推進するなど、公的な福祉サービスを適切に運営していく責務と役割があります。

このため、地域福祉を推進する関係機関・各種団体等の役割をふまえながら、相互に連携・協力を図るとともに、行政内部においては、福祉・保健・医療分野をはじめ、市政のさまざまな分野との連携・調整を図るなど、分野横断的な視点で各事業を実施します。

さらに、市民の地域福祉活動への参画を促すため、参画機会の提供の充実に努めるとともに、社会福祉協議会と連携のもと、基本目標の達成をめざし、重点プロジェクトをはじめ、本計画の推進を図ります。

## ④社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核を担う組織として、本市の社会福祉向上をめざし、行政と連携し、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施・普及等、地域に密着しながら、地域福祉を推進するためのさまざまな事業を行っていく責務と役割があります。

本計画の基本理念及び基本目標の達成に向け、市民をはじめ、各種団体、行政等、幅広い分野との連携を強化し、本計画の推進を図ります。